

海岸漂着物等対策推進地域計画

平成 29 年 3 月

(令和 3 年 4 月改訂)

広島県

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景・目的	1
2 計画の期間	1
第2章 海岸及び海岸漂着物等の状況と課題	2
1 自然環境の特徴と海岸の利用状況	2
(1) 自然環境の特徴	2
(2) 利用状況	6
2 海岸漂着物等の現況	9
(1) 海岸漂着物	9
(2) 漂流ごみ	22
(3) 海底ごみ	25
3 海岸漂着物等対策の取組状況	26
(1) 国，県，市町の取組	26
(2) 民間団体，住民ボランティア，漁業関係者等による取組	29
4 海岸漂着物等対策の課題	43
(1) 県内海岸漂着物等の課題	43
(2) 回収・処理の課題	43
(3) 発生抑制の課題	43
(4) 普及啓発の課題	43
第3章 海岸漂着物等対策の目標	44
1 目標	44
2 定義	44
第4章 目標達成のための取組	45
1 回収・処理の取組	45
(1) 海岸漂着物等対策を重点的に推進する区域の設定	45
(2) 清掃情報の共有，データの蓄積	47
(3) 清掃実施団体への支援	47
(4) 補助金を活用した市町事業の支援	47
(5) 漂流ごみの回収	47
(6) 海底ごみの回収	47
(7) 回収事業実施時の周知	48
2 発生抑制対策の取組	48
(1) 不法投棄防止等について	48
(2) 環境にやさしい養殖への取組	49
3 普及啓発の取組	49
4 関係者の海岸漂着物等対策取組・相互協力	49
(1) 関係者の役割	49
(2) 関係者同士の相互協力	50

第5章 計画のフォローアップ	51
1 モニタリング及び評価.....	51
2 計画の進行管理・見直し.....	51
(1) 進行管理	51
(2) 見直し	52
第6章 その他の海岸漂着物等対策の推進に係る必要事項等	53
1 災害時の対応	53
2 危険物の対応	53

別紙

【重点区域】	別紙-1
【関係機関の窓口一覧】	別紙-25

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景・目的

本県の海域には、多くの島々が点在しており、島々も含めた海岸線延長は全国第7位となっている。また、宮島を始めとして瀬戸内海国立公園に指定されている地域も多く、優れた景観や歴史的風土を形成している。さらに、カキやノリの養殖等の漁業が盛んであり、カキの生産量は全国の総生産量の約6割を占める。

このように美しく恵み豊かな海の環境を有する一方で、陸域から河川を通じて海へ流れ出たごみや海域で発生したごみが漂流し、その一部が海岸へ漂着しており、景観・環境の悪化や漁業への悪影響、海岸機能の低下などが問題となっている。

本県では、これまでもボランティア等による海岸清掃などが実施されているが、ごみは陸域及び海域から継続的に発生しており、回収・処理の効率化や発生抑制、普及啓発などの対策を講じる必要がある。

そのような中、平成21年に美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）が制定され、平成22年には、環境省により「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が定められた。

また、平成27年2月27日に「瀬戸内海環境保全基本計画（以下「基本計画」という。）」の変更が閣議決定され、漂流・漂着・海底ごみ対策として、海岸漂着物については、海岸漂着物処理推進法及び同法基本方針に基づき、府県における地域計画の策定、回収・処理、発生抑制対策を関係府県等と連携して促進すること、漂流・海底ごみについては、同法附帯決議に基づき、実態把握や回収・処理、発生抑制対策等に積極的に取り組むことなどが新たに盛り込まれた。

「基本計画」における今後の施策を法律上位置付けるため、平成27年10月2日に「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（以下「改正瀬戸内法」という。）」が公布、施行された。改正瀬戸内法では、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念の新設、「基本計画」及び「瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画」の変更並びに具体的施策の追加等の措置を講じること等が盛り込まれた。

これを受けて、本県では、平成28年10月に「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画」を変更し、漂流・漂着・海底ごみ対策については、海岸漂着物処理推進法に基づく地域計画を策定し取り組むこととした。

以上を踏まえ、本県では、今回、海岸漂着物等対策推進地域計画を新たに策定し、海岸における良好な景観及び環境の保全・再生を図るべく、関係者と連携して海岸漂着物等^{注)}対策を推進する。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とする。

注) 本計画において、「海岸漂着物等」とは、①海岸に漂着した又は散乱しているごみその他の汚物又は不要物である「海岸漂着物」、②漂流物である「漂流ごみ」及び③海底の堆積物(水底土砂は除く。)である「海底ごみ」とする。

第2章 海岸及び海岸漂着物等の状況と課題

1 自然環境の特徴と海岸の利用状況

(1) 自然環境の特徴

ア 海岸の特徴

本県の海岸は総延長約 1,123km であり、その内訳は、海岸保全区域が約 571km(51%)、要海岸保全指定区域が約 153km(14%)、一般公共海岸区域が約 242km(21%)、その他の海岸区域が約 157km(14%)である。

また、第5回自然環境保全基礎調査によれば、自然海岸が約 349km(32%)、半自然海岸が約 59km(5%)、人工海岸が約 693km(62%)、河口部が約 8km(1%)であり、本土側は大部分が人工海岸となっており、島しょ部に自然海岸が多く分布している。

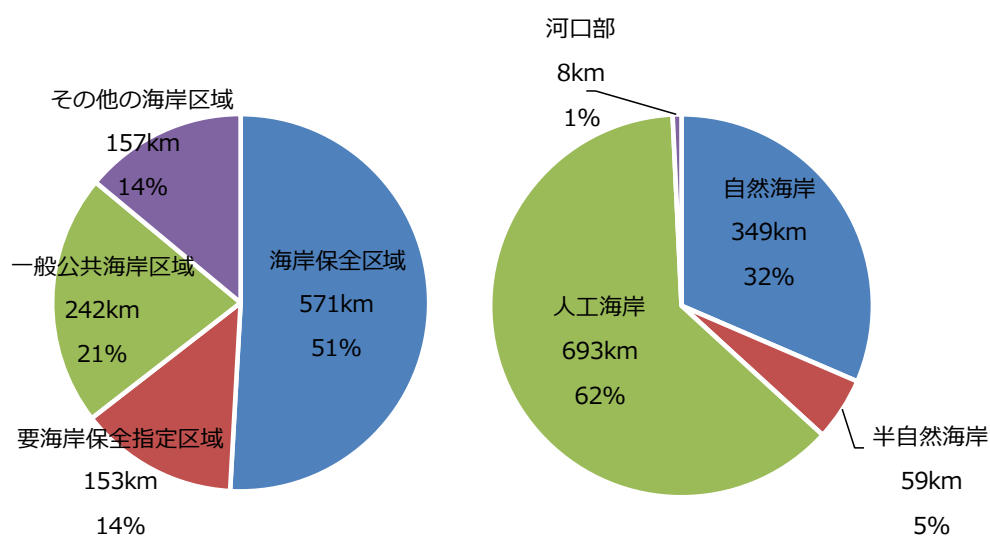


図2.1 広島県内の海岸の状況（左：保全区域，右¹⁾：自然海岸，人工海岸）

出典1)：環境省 第5回自然環境保全基礎調査（平成8年）を加工して作成

イ 潮流の状況

本県周辺の潮流は、図 2. 2 (1)～(2) のとおりである。瀬戸内海は、潮汐の干満差が大きいことや、多数の島々により多くの瀬戸や水道が存在していることから複雑な流れを見せ、水道では流れが速い海域である。特に、本県西部に位置する広島湾及び中部に位置する安芸灘は、瀬戸内海で最も多くの島が存在し、多くの水道を形成しており、潮流は非常に複雑になっている。また、広島湾は閉鎖性構造を持つ海域であり、特に北部海域及び南部海域西側においては、水道を除いて比較的潮流が緩やかになっている。

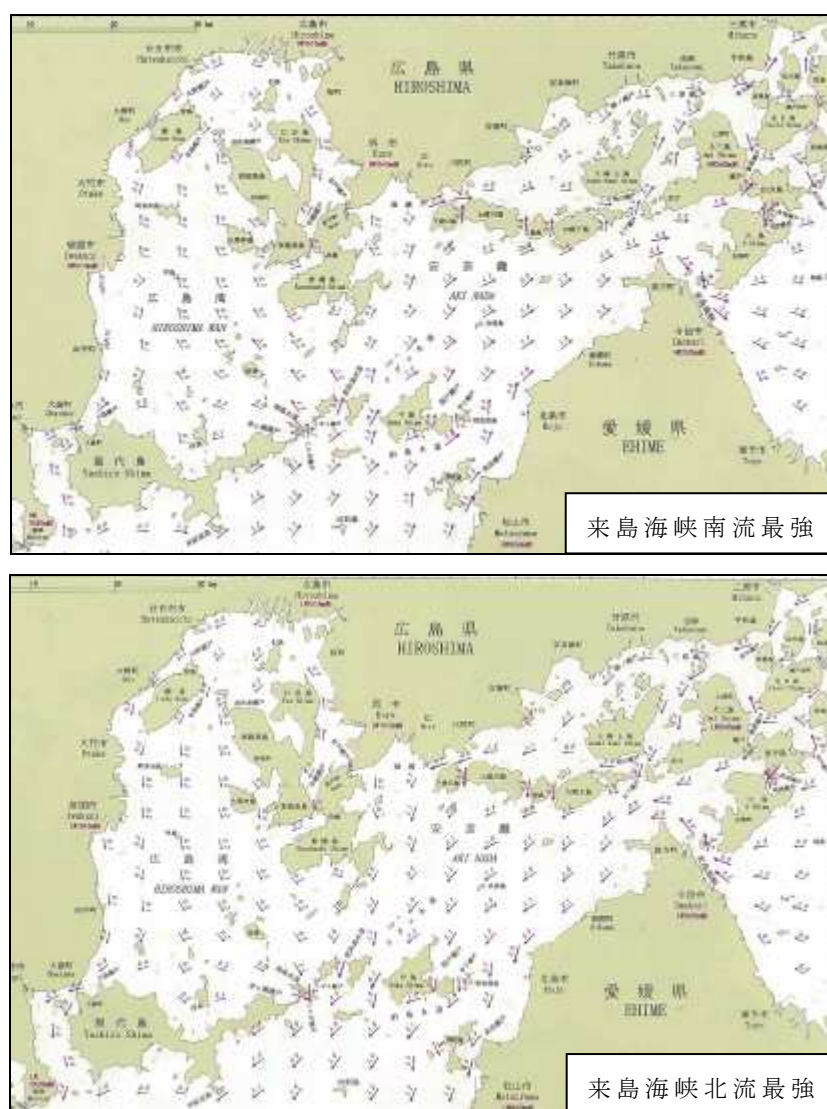


図 2. 2 (1) 広島湾及び安芸灘の潮流の状況²⁾

出典2)：海上保安庁 広島湾及び安芸灘潮流図（平成 15 年）



図 2.2 (2) 備後灘の潮流の状況³⁾

ウ 海岸における国立公園，国定公園等の指定状況

本県の海岸における国立公園，国定公園等は，表 2.1 のとおり，陸域及び海域の広い範囲が瀬戸内海国立公園に指定されており，自然と人文景観が一体となった多島美の景観がみられる。

その中でも，海浜施設を有する海水浴場は，表 2.2 に示すとおり，桂ヶ浜，仙酔島，宮島包ヶ浦，大久野島の 4 箇所がある。

表 2.1 広島県の海岸における国立公園，国定公園の指定状況⁴⁾

公園区分	広島県の指定面積 (ha)	関係市町
瀬戸内海国立公園	10,681 (陸域のみ)	大竹市，廿日市市，広島市，江田島市，坂町，呉市，東広島市，大崎上島町，竹原市，三原市，尾道市，福山市

表 2.2 瀬戸内海国立公園（広島県内）のうち海浜施設を有する海水浴場⁵⁾

海浜施設を有する海水浴場	市町名	管理者
桂ヶ浜	呉市倉橋町	呉市
仙酔島	福山市鞆町	福山市
宮島包ヶ浦	廿日市市宮島町	廿日市市
大久野島	竹原市忠海町	一般財団法人休暇村協会

出典3)：海上保安庁 備後灘及備讃瀬戸潮流図（平成 16 年）

出典4)：環境省 日本の国立公園 (<http://www.env.go.jp/park/setonaikai/intro/>) を加工して作成

出典5)：瀬戸内海国立公園管理事務所 瀬戸内海国立公園（広島県地域）管理計画書（平成元年）を参考に作成

エ 自然海浜保全地区の指定状況

本県では、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第12条の7に基づく「広島県自然海浜保全条例」により、海浜地及びこれに面する海面のうち以下の条件に該当する区域を、表2.3のとおり自然海浜保全地区として指定し、自然海浜の保全と快適な利用の確保を図っている。

- ・水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの
- ・海水浴、潮干狩りその他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるもの

自然海浜保全地区は、19箇所指定されており、海岸線延長の合計は13,050m、陸域面積の合計は17.33haとなっている。

表2.3 広島県における自然海浜保全地区一覧⁶⁾

No.	名称	所在地	面積 (陸域) ha	海岸線 (延長) m	海浜状況	指定年月日
1	阿多田島長浦	大竹市	1.20	330	自然	S55.8.1
2	佐木大野浦	三原市	0.63	400	自然/半自然	S55.8.1
3	七浦	呉市	0.27	300	自然/半自然	S55.8.1
4	干汐	尾道市	0.17	150	半自然	S56.3.31
5	大串	大崎上島町	0.23	1,400	自然/半自然	S56.3.31
6	長浜	竹原市	0.10	800	自然/半自然	S56.9.22
7	横山	福山市	0.54	1,100	自然/半自然	S56.9.22
8	大柿長浜	江田島市	-	650	自然/半自然	S57.3.31
9	梶ノ鼻	尾道市	1.44	850	自然/半自然	S57.3.31
10	高根	尾道市	7.20	1,000	自然/半自然	S57.3.31
11	百島	尾道市	0.29	500	自然	S58.3.31
12	大附	江田島市	1.24	450	自然	S58.3.31
13	中小島	呉市	0.28	600	半自然	S58.3.31
14	箱崎	福山市	1.04	600	自然	S58.3.31
15	グイビ	福山市	-	700	半自然	S58.3.31
16	柄鎌瀬戸	三原市	0.45	1,500	半自然	S59.3.31
17	恋ヶ浜	呉市	0.84	300	自然	S62.3.31
18	大浦崎	呉市	0.04	720	自然	H2.3.31
19	須之浦	呉市	1.37	700	自然	H3.3.31
計			17.33	13,050		

(2) 利用状況

ア 港湾の状況

本県の港湾は、表 2.4 のとおり、国際拠点港湾が 1 港、重要港湾が 3 港、地方港湾が 40 港の計 44 港である。また、港湾管理者は、県管理の港湾が 27 港、市管理の港湾が 17 港である。

表 2.4 広島県の港湾一覧⁷⁾

港湾	港湾管理者	所在地	港湾	港湾管理者	所在地
国際拠点港湾					
1	広島港	県	広島市，坂町，海田町，廿日市市		
重要港湾					
2	福山港	県	福山市	4	呉港 市 呉市
3	尾道糸崎港	県	福山市，尾道市，三原市		
地方港湾					
5	横田港	県	福山市	25	三高港 県 江田島市
6	千年港	県	福山市	26	小用港 県 江田島市
7	佐木港	県	三原市	27	厳島港 県 廿日市市
8	土生港	県	尾道市	28	大竹港 県 大竹市
9	重井港	県	尾道市	29	阿伏兔港 市 福山市
10	中浜港	県	尾道市	30	福田港 市 尾道市
11	生口港	県	尾道市	31	棕浦港 市 尾道市
12	瀬戸田港	県	尾道市，三原市	32	吉悪港 市 呉市
13	忠海港	県	竹原市	33	小用港 市 呉市
14	竹原港	県	竹原市	34	波多見港 市 呉市
15	木江港	県	大崎上島町	35	奥の内港 市 呉市
16	鯨崎港	県	大崎上島町	36	大迫港 市 呉市
17	大西港	県	大崎上島町	37	袋の内港 市 呉市
18	御手洗港	県	呉市	38	大須港 市 江田島市
19	蒲刈港	県	呉市	39	津久茂港 市 江田島市
20	釣土田港	県	呉市	40	鷲部矢の浦港 市 江田島市
21	川尻港	県	呉市	41	鹿田港 市 江田島市
22	大柿港	市	江田島市	42	内海港 市 江田島市
23	鹿川港	県	江田島市	43	安芸津港 市 東広島市
24	中田港	県	江田島市	44	須波港 県 三原市

注) 国際拠点港湾：重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点となる港湾

重要港湾：海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾

地方港湾：国際戦略港湾，国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾

出典7)：広島県 第 60 回広島県統計年鑑（平成 27 年版）

イ 漁港の状況

本県の漁港は、表 2.5 のとおり、第 1 種漁港が 27 港、第 2 種漁港が 18 港、第 3 種漁港が 1 港の計 46 港となっている。

表 2.5 広島県の漁港一覧⁸⁾

漁 港	管理者又は所有者		漁 港	管理者又は所有者	
第 1 種					
1	上ノ浜	廿日市市	15	須波	三原市 その他
2	梅原	廿日市市	16	西浦	尾道市
3	丸石	廿日市市	17	鏡浦	尾道市
4	世上	江田島市	18	大町	尾道市
5	大屋	呉市 その他	19	干汐	尾道市 その他
6	情島	呉市	20	立花	尾道市
7	田原	呉市 その他	21	串浜	尾道市 その他
8	長谷	呉市 その他	22	海老	尾道市 その他
9	大地蔵	呉市	23	泊	尾道市 その他
10	原	呉市 その他	24	水呑	福山市
11	長浜	竹原市	25	田尻	福山市
12	大芝北	東広島市	26	五日市	広島県
13	大芝南	東広島市	27	吉名	竹原市
14	能地	三原市 その他			
第 2 種					
28	阿多田	大竹市	37	倉橋	広島県 呉市
29	玖波	大竹市	38	安浦	広島県
30	塩屋	広島県 廿日市市	39	沖浦	広島県
31	地御前	広島県	40	豊島	広島県 呉市・その他
32	美能	江田島市 その他	41	吉和	広島県 その他
33	畑	江田島市	42	平	広島県 福山市
34	深江	江田島市	43	走	広島県 福山市
35	柿浦	江田島市	44	横田	広島県 福山市
36	音戸	広島県 その他	45	箱崎	広島県 福山市
第 3 種					
46	草津	広島県 広島市・その他			

注) 第 1 種漁港：利用範囲が地元の漁業を主とする漁港

第 2 種漁港：利用範囲が第 1 種漁港よりも広く、第 3 種漁港に属しない漁港

第 3 種漁港：利用範囲が全国的な漁港

ウ 海水浴場

本県の主な海水浴場は、表 2. 6 及び図 2. 3 のとおりであり、海水浴やマリンスポーツ等を通して、海辺との触れ合いの場となっている。

表 2. 6 広島県内の主な海水浴場⁹⁾

番号	海水浴場名	所在地	番号	海水浴場名	所在地
1	包ヶ浦自然公園	廿日市市宮島町	9	的場海水浴場	竹原市港町
2	ベイスайдビーチ坂	安芸郡坂町	10	瀬戸田サンセットビーチ	尾道市瀬戸田町
3	桂ヶ浜	呉市倉橋町	11	すなみ海浜公園	三原市須波西町
4	狩留賀海浜公園	呉市狩留賀町	12	しまなみビーチ	尾道市因島大浜町
5	梶ヶ浜	呉市下蒲刈町	13	シーパーク大浜	福山市内海町
6	県民の浜	呉市蒲刈町	14	クレセントビーチ	福山市内海町
7	グリーンピアせとうち	呉市安浦町	15	鞆の浦	福山市鞆町
8	大串海水浴場	豊田郡大崎上島町			



図 2. 3 広島県内の主な海水浴場⁹⁾

出典9) : 広島県 平成 28 年度海水浴場水質調査結果 (開設前)

2 海岸漂着物等の現況

(1) 海岸漂着物

ア 瀬戸内海における海岸漂着物の状況

(ア) 海岸漂着物の量

「海岸における一体的漂着ゴミ対策検討調査報告書」¹⁰⁾では、全国の海岸で漂着ごみ量調査を実施している。報告書によれば、瀬戸内海に面した11府県における都道府県別の漂着ごみ推定総量は、表2.7のとおりである。また、瀬戸内海の漂着ごみには地域性があり、高密度漂着地点の割合が、中央部海域（広島県、岡山県、香川県等）で低く、西部海域（福岡県、大分県、愛媛県）で高い傾向があるとされている。さらに、代表地点で漂着ごみのかさ比重調査を実施し、それを基に瀬戸内海の漂着ごみの総量を算出した結果、体積は17,200m³、重量は3,940tであると推計されている。

表2.7 漂着ごみかさ容量の推定総量¹⁰⁾

府県	確認総数 (袋)	密度 (袋/10m)	海岸延長 (km)	推定総量 (袋)
大阪府	5	0.9	232	20,817
和歌山県	69	0.6	647	41,583
兵庫県	198	2.2	841	182,804
岡山県	52	1.2	538	66,637
広島県	22	0.4	1,120	47,389
山口県	459	4.5	1,494	671,719
香川県	53	0.8	694	56,168
徳島県	5	0.9	388	33,944
愛媛県	116	1.5	1,632	241,855
福岡県	134	1.5	659	101,227
大分県	126	1.7	767	134,165

注) 袋の容量は約20ℓ

アクセス困難な海岸のごみは除いた値

出典10)：農林水産省・国土交通省 海岸における一体的漂着ゴミ対策検討調査報告書（平成19年3月）

(イ) 海岸漂着物の種類

瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会では、平成 14 年度から「リフレッシュ瀬戸内」の実施期間に合わせて、「海の健康診断調査」(ゴミの組成調査)を実施している。平成 27 年度の調査結果は、図 2.4 のとおりであり、瀬戸内海全域でプラスチック類が半数以上を占め、次いで発泡スチロールが多いという結果となっている。

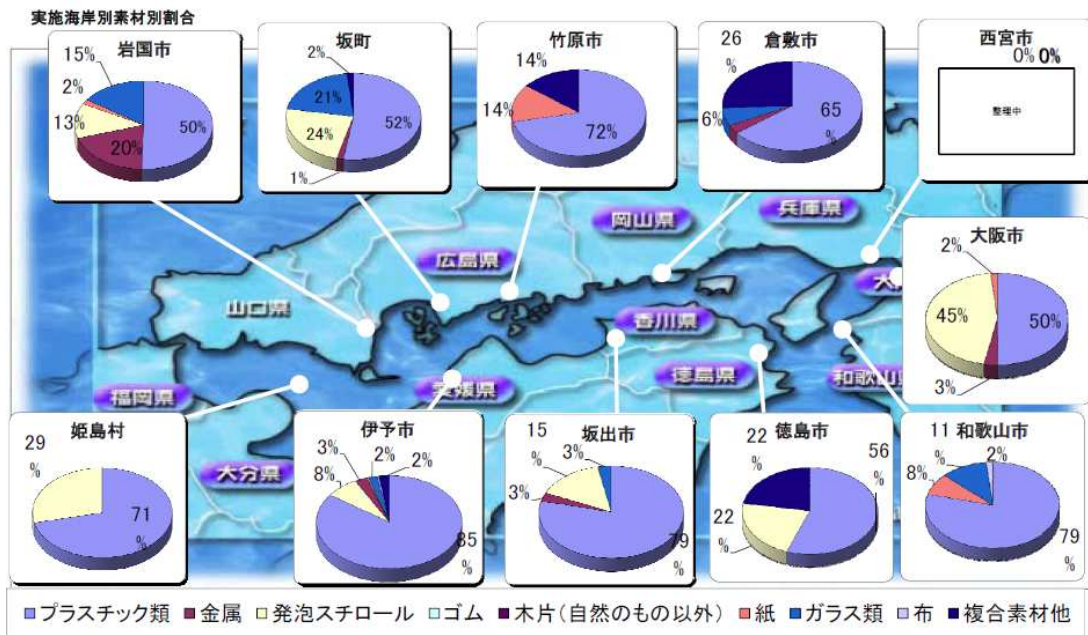


図 2.4 海の健康診断調査による漂着ゴミの組成(個数比)(平成 27 年度)¹¹⁾

出典11)：瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会「海の健康診断調査」平成 27 年度実施結果

イ 広島県における海岸漂着物の状況

(ア) 清掃活動による回収状況及び組成

「せとうち海岸漂着物対策調査報告書」¹²⁾において、平成 25 年度の 1 年間に広島県内で実施された海岸清掃で回収されたごみの量及び組成の調査を実施している。報告書によれば、1 年間に県内の海岸で回収されたごみの総重量は、約 228t であり、ごみ回収量を西部、中部、東部の地域別に見ると、図 2.5 のとおりであり、西部地域が 169t (74%) で最も多くなっている。なお、回収したごみのほとんどが、市町により処理されている。

※西部地域は倉橋島以西，中部地域は倉橋島以東～高根島，東部地域は高根島以東とする。

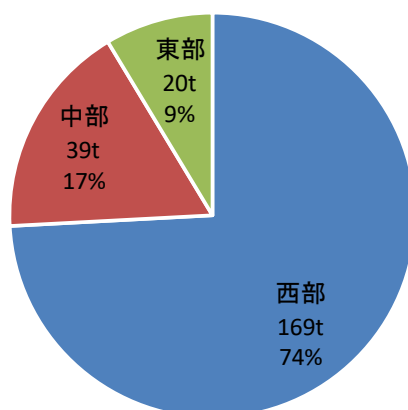


図 2.5 清掃活動による地域別海岸漂着物回収量 (平成 25 年度) ¹²⁾

海岸漂着物の組成を自然系と人工系の割合で見ると、自然系が約 25%、人工系が約 75%で人工系のごみが多く、人工系のごみの組成に注目すると、図 2.6 のとおり、プラスチック類が 89t (52%) で最も多く、次いで発泡スチロールが 30t (17%)、ガラス・金属類が 12t (7%) となっている。さらに、西部及び中部では、プラスチック類はカキ養殖のパイプやリング等、発泡スチロールはカキ養殖の筏に使用するフロートが多くを占めている。

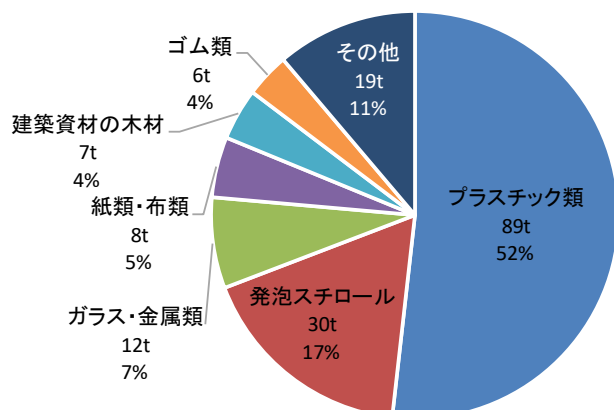


図 2.6 広島県内で回収された海岸漂着物 (人工系) の組成 (平成 25 年度) ¹²⁾

出典12) : 広島県 せとうち海岸漂着物対策調査報告書 (平成 27 年)

西部及び中部地域において、カキ養殖を起源とするごみが多い原因は、次のとおりとされている。

- ・閉鎖性海域である瀬戸内海の中でも、県西部に位置する広島湾は特に閉鎖性の海域である。
- ・カキ筏は安芸津以西の海域に多く、特に広島湾北部海域に多い。(図2.7)
- ・広島湾は水道を除いて潮流が比較的緩やかで、小さな湾が多いことから、滞留しやすい。

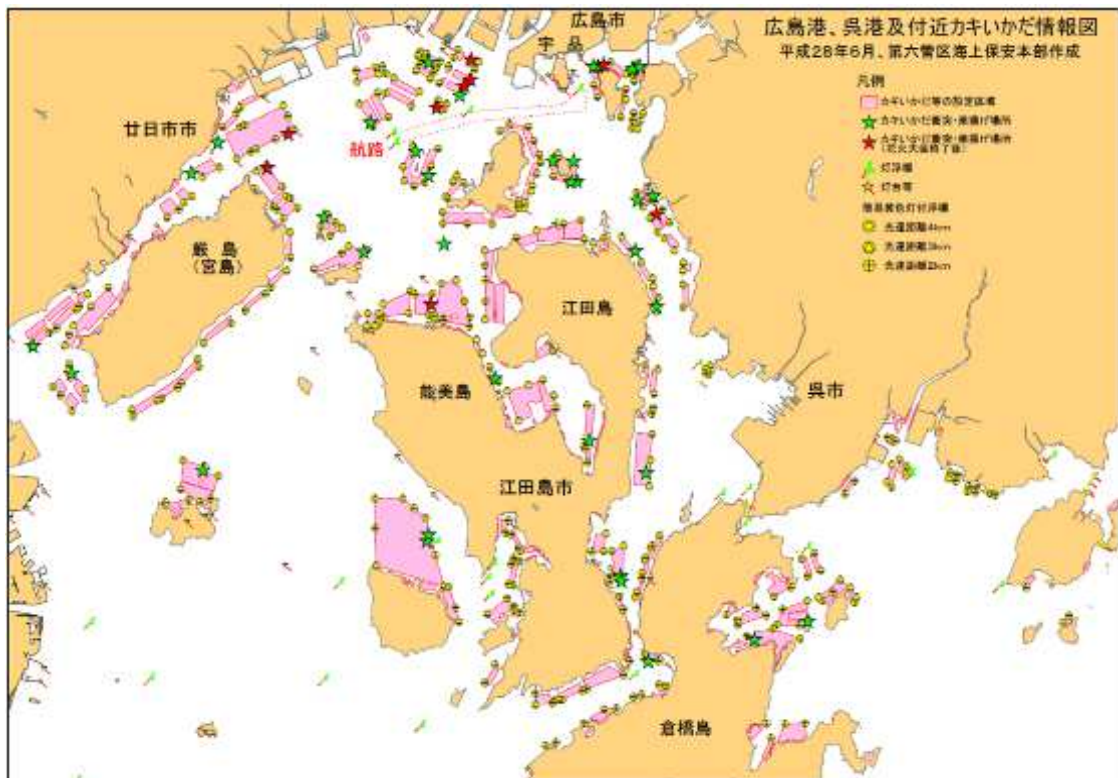


図2.7 広島港、呉港及付近のカキいかだの分布¹³⁾

出典13)：第六管区海上保安本部 広島港、呉港及付近カキいかだ情報図

(イ) 県内の海岸漂着物量

広島県全域の海岸漂着物（人工系ごみ）の状況を把握するため、平成 28 年 6 月から 7 月にかけて、県内 130 海岸を対象として、「水辺の散乱ごみの指標評価手法（海岸版）」¹⁴⁾に準拠した目視調査を実施した。

なお、この調査の実手順は、次のとおりである。

- ① 海岸における漂着ごみの状況を写真撮影する。
- ② 撮影地点を中心に、海岸線延長 10m に漂着しているごみの量を目視で確認し、海岸線延長 10m×海岸の奥行き範囲の漂着ごみを回収したと想定し、20ℓ ゴミ袋でおよそ何袋必要になるかを推測する。
- ③ 推測したゴミ袋の数量を（表 2. 8）の対応表と照らし合わせ、評価ランクを設定する。

市町別の各評価ランク海岸数は表 2. 9 のとおりである。ランク 6 以上の海岸があるのは、大竹市、廿日市市、江田島市であり、いずれも県西部に位置する市町となっており、県西部に海岸漂着物が多い傾向が見られた。また、漁業や船舶の係留に使用される発泡スチロール製フロートについても、県西部の島しょ部に多く見られた。

表 2. 8 評価ランク対応表¹⁴⁾

ランク	ゴミ袋の数量(袋)	回収した際のゴミの かさ容量の表現として	かさ 容量(ℓ)
0	0袋	(自然物を除いて)全くゴミがない	0
T	約1/8袋	2.0Lペットボトルが1本程度 500mLペットボトルが3~4本程度	2.5
1	約1/4袋	2.0Lペットボトルが2本程度	5
2	約1/2袋	2.0Lペットボトルが4本程度 200~350mLの飲料缶が15本程度	10
3	約1袋	2.0Lペットボトルが8本程度 200~350mLの飲料缶が30本程度 ポリタンクならば1本分程度	20
4	約2袋	2.0Lペットボトルが16本程度 ポリタンクならば2本分程度	40
5	約4袋	2.0Lペットボトルが32本程度 みかん箱ならば3箱分程度	80
6	約8袋	ドラム缶が1本分未満程度	160
7	約16袋	ドラム缶が1.5本分未満程度	320
8	約32袋	ドラム缶が3本分未満程度	640
9	約64袋	一立方メートル程度	1280
10	約128袋	軽トラで一台分程度	2560

表 2. 9 市町別評価ランク海岸数

	評価ランク											
	0	T	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大竹市	2	2				1						1
廿日市市	6	2	1	4	3	1	8	2	1	2		1
広島市	3	1					1					
江田島市		2	3	1	3	1	2	1		2	1	
海田町												
坂町	2	2		1								
呉市	10	6	3	2	2		2					
東広島市		2										
大崎上島町	1	1			1							
竹原市	2	2	2			1						
三原市	2	1	2									
尾道市	6	6	1		1	1						
福山市	3	5	2									
合計	37	32	14	8	10	5	13	3	1	4	1	2

出典14)：国土交通省東北地方整備局，JEAN/クリーンアップ全国事務局及び特定非営利活動法人パートナーシップオフィスが 2004 年に協働で開発

(ウ)宮島海岸モニタリング調査

県のごみ対策推進事業として海岸一斉清掃モデル事業^{注)}を宮島において開催した。本事業の実施効果を検証するため、海岸漂着物の量や組成、動態を把握するためのごみ組成調査を、平成28年度に宮島全域(24海岸)で4回実施した。なお、第2回調査は、モデル事業の実施後に行っており、モデル事業で清掃活動が行われた9海岸を中心に12海岸で調査を実施した。

第1回調査から第4回調査までの各海岸における海岸漂着物の重量及び体積は図2.8に示し、海岸漂着物の組成(重量比)は図2.10に示すとおりである。

第1回調査では、南西側の海岸で海岸漂着物が多く、発泡スチロール類が多い傾向がみられ、北東側の海岸ではプラスチック類が多い傾向がみられた。

第1回調査から第2回調査までの変化を見ると、多くの海岸で海岸漂着物量が減少しており、モデル事業による清掃効果が出ているものと考えられる。また、組成については、発泡スチロール類の割合が減少しており、これは清掃活動で発泡スチロール製フロートが回収されたことによるものと考えられる。

第2回調査を実施した12海岸について、第2回調査から第3回調査までの変化を見ると、モデル事業によりごみがほとんど無くなっていた入浜、養父崎浦、革籠崎において、3か月程度の間新たにごみが漂着している状況が見られた(図2.9左)。一方、人の出入りが多い西松原、長浜では、ほとんど変化が無いか減少していた(図2.9右)。これは、定期的に清掃が行われていることによる可能性が考えられる。

第2回調査を実施していない12海岸について、第1回調査から第3回調査までの変化を見ると、多くの海岸で重量、体積とも増加していた。特に山白浜浦、桃の木浦、須屋浦では大きく増加しており、いずれの海岸も発泡スチロール製フロートの新たな漂着が確認された。また、須屋浦のうち北向きの海岸では特にペットボトルやカキ養殖パイプ等のプラスチック類が増加していた。海岸漂着物の組成については大きな変化が見られなかったが、継続的に海岸へ漂着物が漂着している状況が確認された。

第3回調査から第4回調査までの変化を見ると、包ヶ浦東、焼山浦、須屋浦、室浜において、重量、体積とも減少していた。これはごみの再漂流もしくは清掃によるものと考えられる。一方、有之浦、革籠崎、御床浦では発泡スチロール製フロートの新たな漂着が確認され、重量、体積ともに増加していた。特に革籠崎では多数の発泡スチロール製フロート及びカキ養殖パイプの漂着が確認された。

全体を通して、南西側の海岸で海岸漂着物が多く、発泡スチロール類が多い傾向が見られた。また、モデル事業による清掃により、実施海岸ではごみの量の減少が確認されたが、船が無いと立ち入りが困難な養父崎浦及び革籠崎では約半年で清掃実施前に迫る量のごみが漂着している状況が確認された(図2.9)。

注) 海岸一斉清掃モデル事業：海岸清掃に楽しむ要素を取り入れることで、多くの県民が参加し、環境問題に気づき、保全意識を感じることにより、瀬戸内海で環境保全活動に取り組む人を増やすことを目的に平成28年7月に宮島で開催した「宮島海岸GOMIゼロ大作戦」を指す。

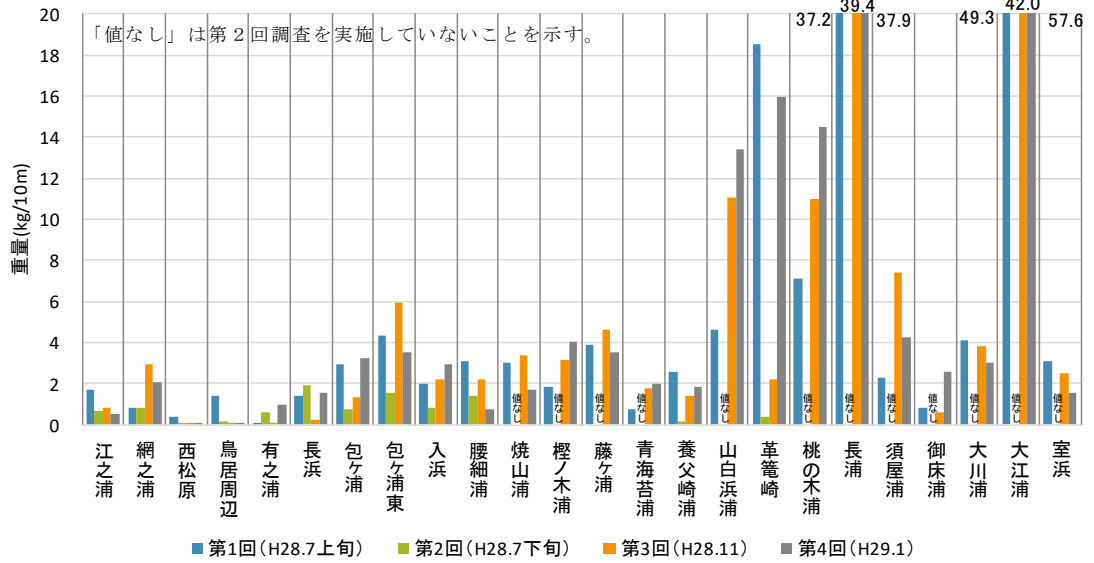


図 2.8 (1) 宮島海岸における海岸線延長 10mあたりの海岸漂着物量 (重量)

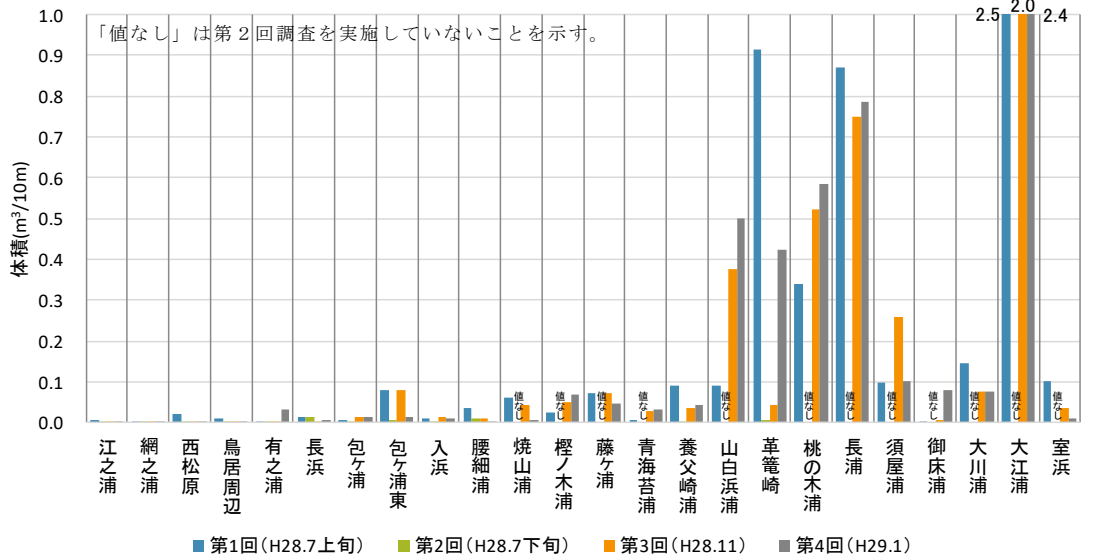


図 2.8 (2) 宮島海岸における海岸線延長 10mあたりの海岸漂着物量 (体積)

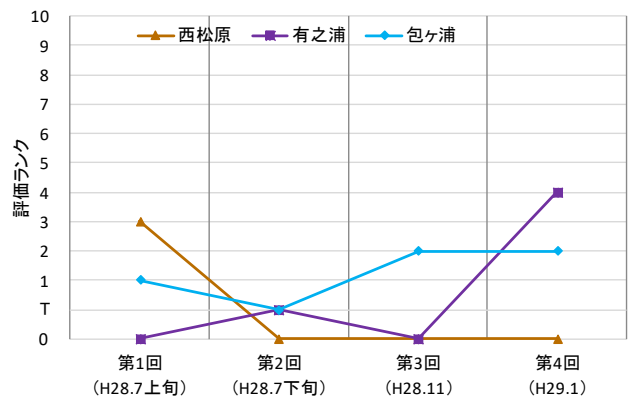
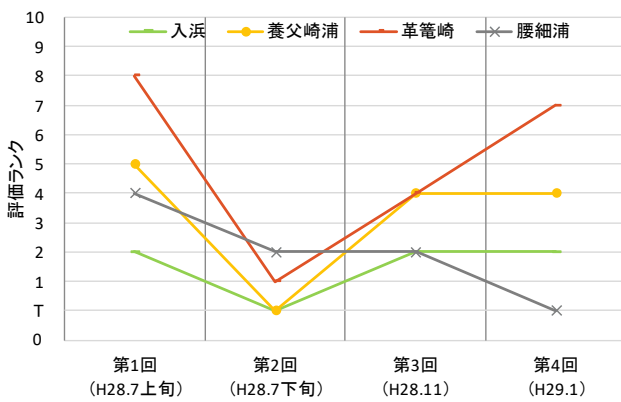


図 2.9 宮島海岸(モデル事業実施海岸)における評価ランクの変化
(左：人の出入りが比較的少ない海岸，右：人の出入りが比較的多い海岸)

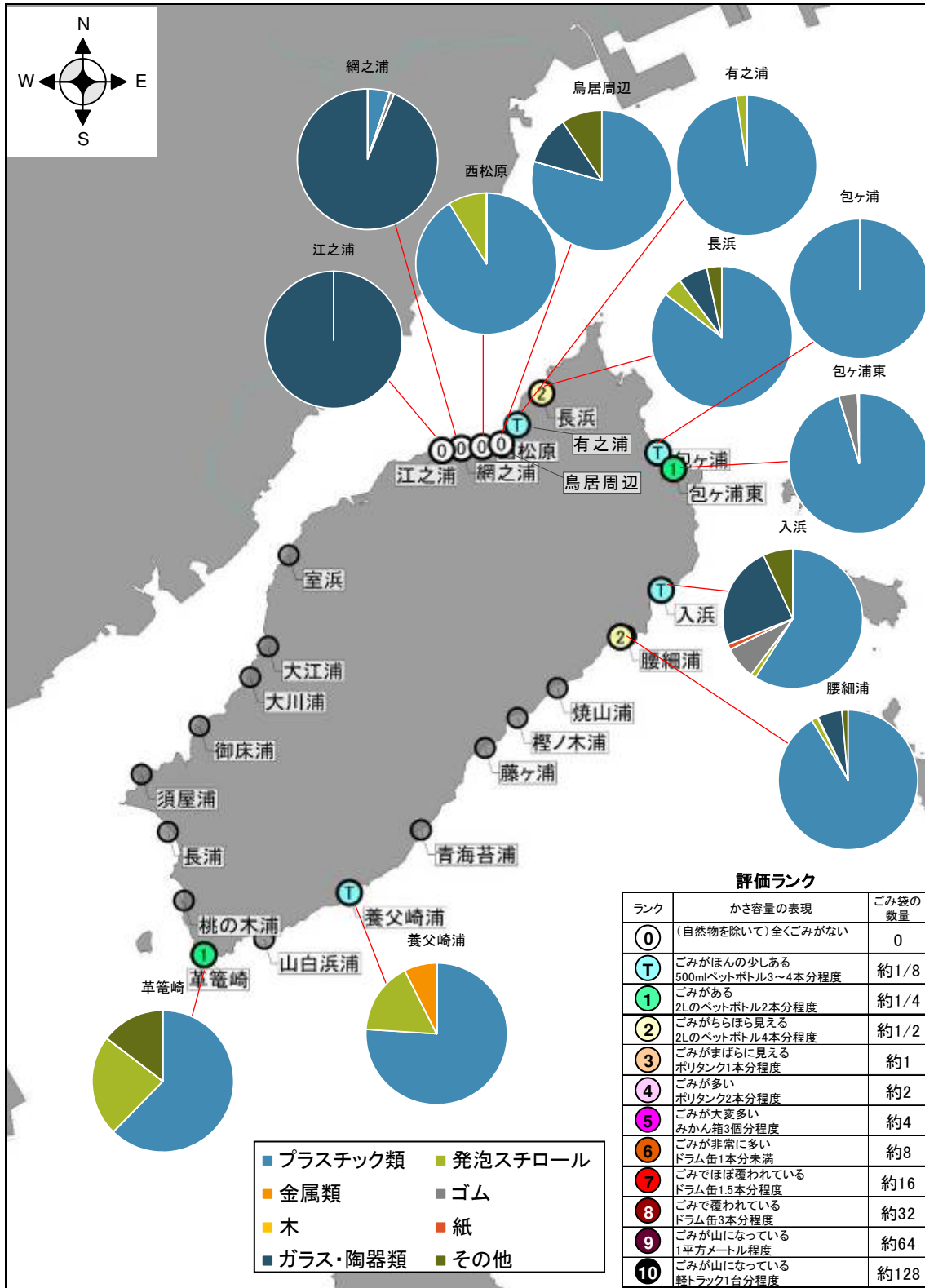


図 2. 10 (2) 宮島海岸評価ランク及びゴミ組成 (重量比, 第 2 回調査)
(平成 28 年 7 月 21 日, 7 月 31 日)

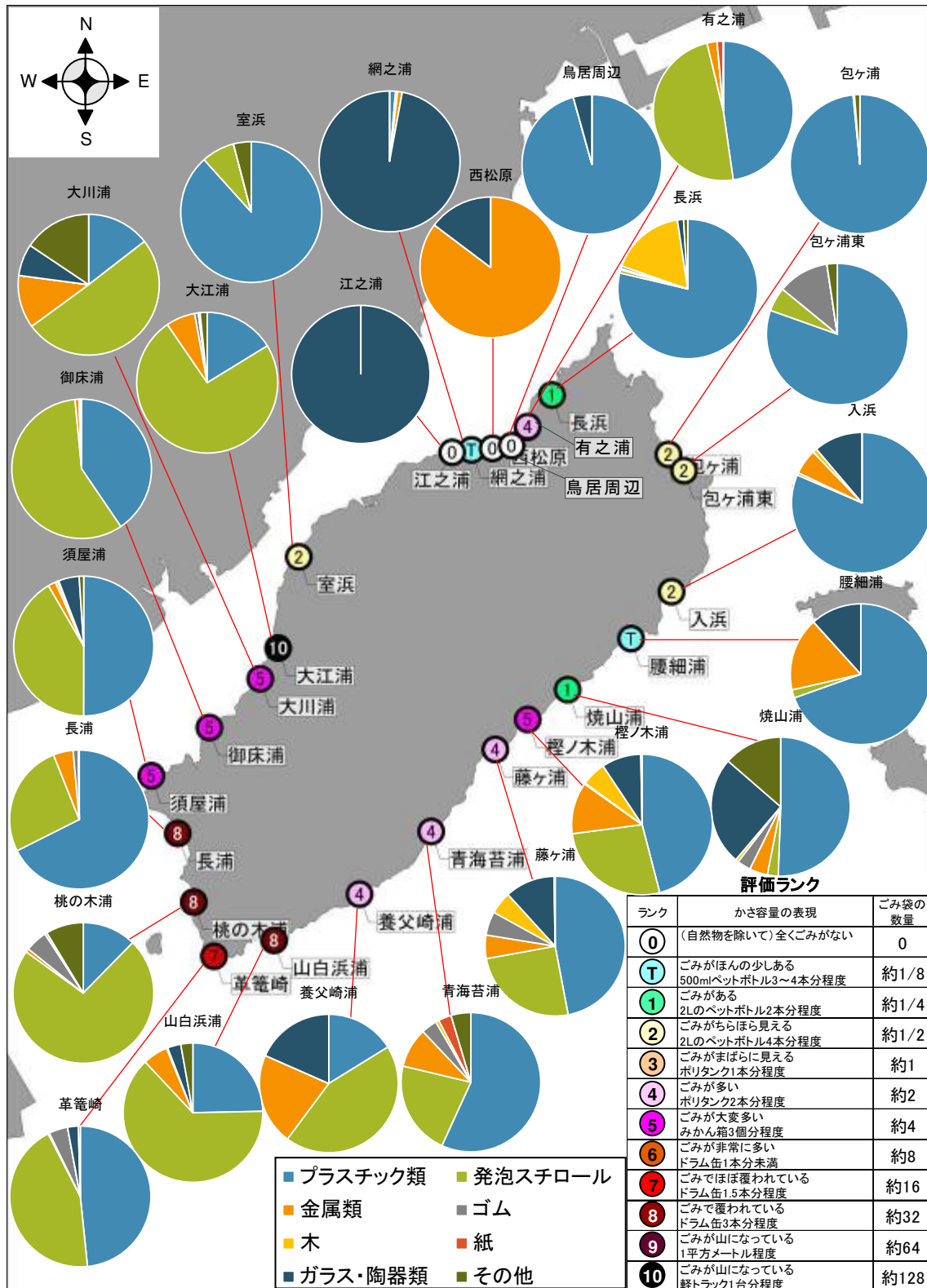


図 2. 10 (4) 宮島海岸評価ランク及びごみ組成 (重量比, 第 4 回調査)
(平成 29 年 1 月 27 日, 28 日, 30 日)

(エ) 海岸漂着物総量推計

県内全域調査及び宮島海岸モニタリング調査の結果を基に、県内の海岸における海岸漂着物総量（人工系ごみ）を推計した。なお、発泡スチロール製フロートは、他のごみと比較して比重が非常に小さいため、他のごみと分けて計算を行った。また、人工海岸にはごみがほとんど漂着できないと考えられるため、自然海岸、半自然海岸及び河口部の延長の合計を海岸総延長として推計を行った。

海岸漂着物総重量の推計結果は、表 2.10 に示すとおりである。

まず、発泡スチロール製フロート以外の市町別海岸漂着物総量を推計するために、宮島海岸モニタリング調査によって実測した海岸漂着物重量（10m あたり）と評価ランク（20ℓのごみ袋の数）の相関式を作成した（図 2.11）。次に、作成した相関式を用いて、県内全域海岸調査で得られた調査対象海岸の評価ランク（発泡スチロール製フロートを除いたもの）を海岸漂着物重量に換算して市町別に合計し、各市町の調査対象海岸線延長の合計で除して市町別の単位延長あたりの海岸漂着物量(②)を推計した。さらに、単位延長あたりの海岸漂着物量に、各市町の海岸総延長（人工海岸を除く）(①)を乗じて、市町別の海岸漂着物総量(③)を推計した。

また、発泡スチロール製フロートの市町別重量は、県内海岸全域調査で確認された市町別の発泡スチロール製フロートの数に、実測した発泡スチロール製フロートの重量の平均値（約 6.8kg）を乗じて重量に換算し、各市町の調査対象海岸線延長の合計で除して市町別の単位延長あたりの重量(④)を推計した。さらに、単位延長あたりの重量に、各市町の海岸総延長（人工海岸を除く）(①)を乗じて、市町別の発泡スチロール製フロートの総量(⑤)を推計した。

最後に、③及び⑤を合計し、市町別の海岸漂着物総重量(⑥)を推計し、各市町の総重量を合計した結果、広島県内の海岸における海岸漂着物総重量は、約 69tと推計され、体積についても同様に推計し、約 2,124m³と推計された。

市町別の海岸漂着物総重量は図 2.12 に示すとおり、江田島市が最も多く、次いで廿日市市、大竹市となっており、いずれも発泡スチロール製フロートの割合が高かった。

表 2.10 海岸漂着物総重量の推計結果

市町	海岸線延長(①) (人工海岸を除く) (km)	フロート以外の海岸漂着物		発泡スチロール製フロート		全体
		単位延長あたりの 海岸漂着物量 重量(②) (kg/km)	海岸漂着物総量 重量(③) (t)	単位延長あたりの フロート 重量(④) (kg/km)	フロート総量 重量(⑤) (t)	海岸漂着物総量 重量(⑥) (t)
大竹市	6	114	0.66	2,067	12.01	12.67
廿日市市	26	306	8.03	228	5.97	14.00
広島市	22	5	0.10	35	0.79	0.89
江田島市	44	285	12.55	272	11.98	24.53
海田町	1	0	0.00	0	0.00	0.00
坂町	5	35	0.18	3	0.02	0.20
呉市	128	73	9.30	8	0.99	10.29
東広島市	16	23	0.37	0	0.00	0.37
大崎上島町	27	20	0.55	3	0.09	0.64
竹原市	19	61	1.18	0	0.00	1.18
三原市	20	19	0.39	0	0.00	0.39
尾道市	75	40	2.97	0	0.00	2.97
福山市	37	28	1.04	0	0.00	1.04
合計	427		37.33		31.84	69.17

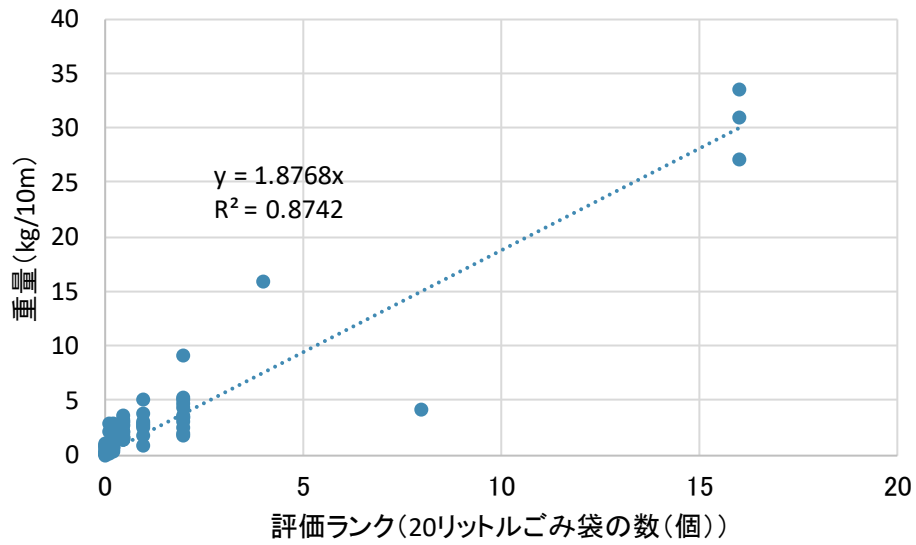


図 2.11 海岸漂着物重量（10m あたり）と評価ランクの相関式

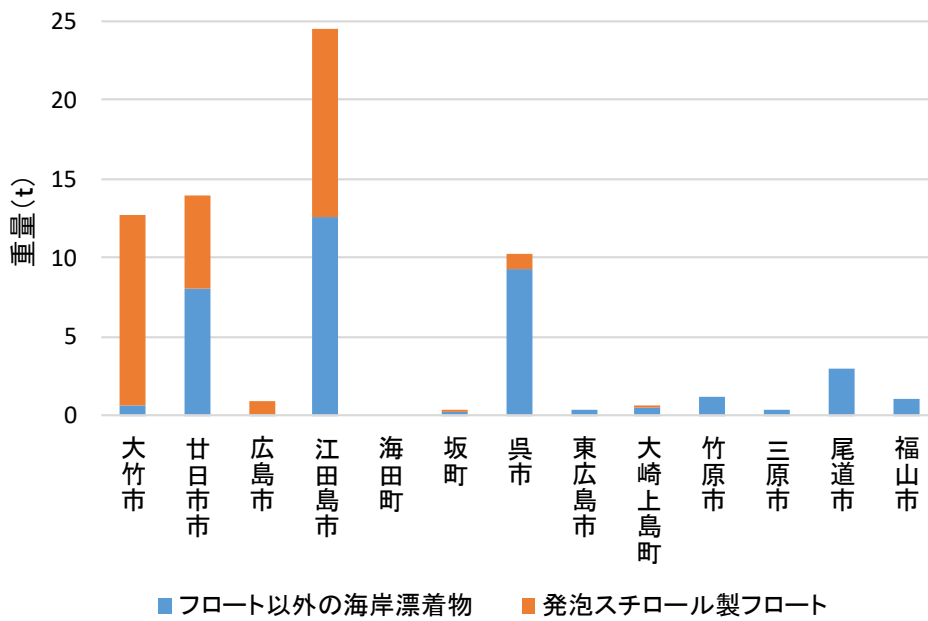


図 2.12 市町別海岸漂着物総重量の推計結果（平成 28 年 6 月）

(2) 漂流ごみ

漂流ごみは、陸域で発生したごみが河川等を通して海域へ流出、もしくは沿岸陸域や海上から投棄されることで発生し、その一部が海岸へ漂着して海岸漂着物となることから、漂流ごみと海岸漂着物は直接的に関係しており、海岸漂着物対策と同時に漂流ごみ対策も実施する必要がある。

ア おんど 2000 による漂流ごみの回収状況

国土交通省中国地方整備局の海面清掃船「おんど 2000」は、図 2.13 のとおり、広島県海域を含む範囲を担務海域とし、海面清掃活動を実施している。平成 20 年度から 26 年度の漂流ごみ年間回収量は、図 2.14 のとおりであり、772~1,878m³で推移している。また、種類別の回収量は図 2.15 のとおりであり、石油製品が 44.9%で最も多くなっている。



図 2.13 おんど 2000 の担務海域¹⁵⁾

出典15)：中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所ホームページ

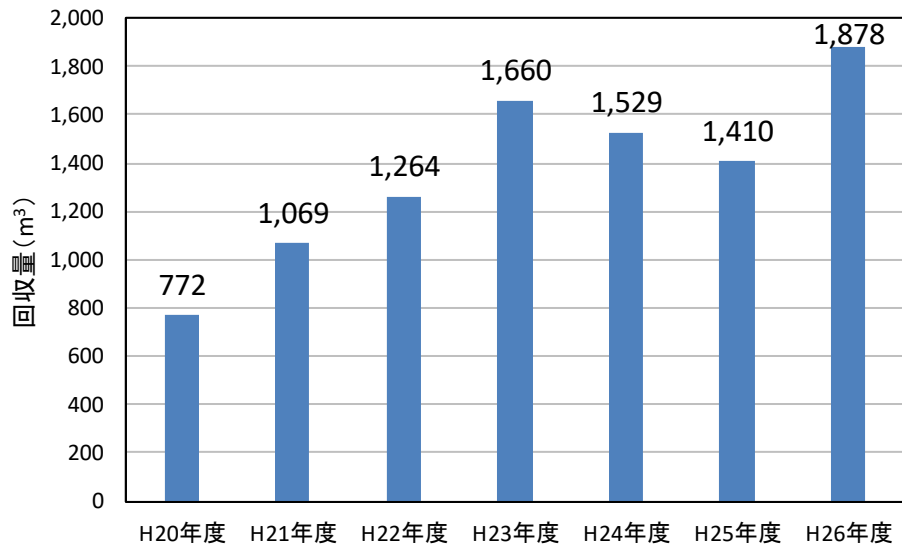


図 2.14 おんど 2000 による漂流ごみ回収量¹⁶⁾

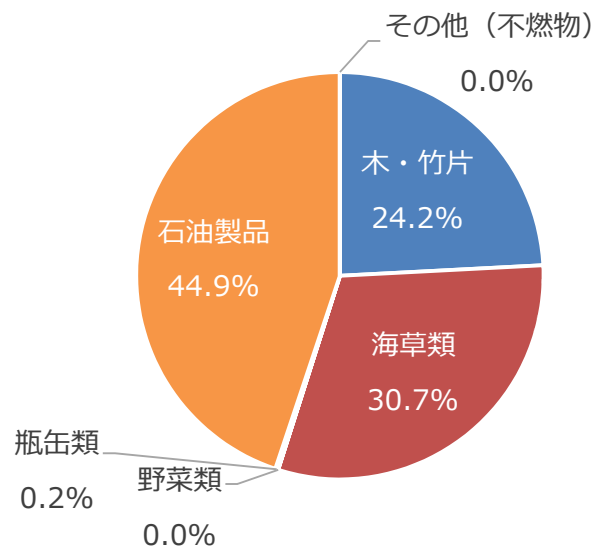


図 2.15 おんど 2000 による漂流ごみ回収量(種類別体積比, 平成 20~26 年度の平均値)¹⁶⁾

イ 一般社団法人広島県清港会による漂流ごみの回収

一般社団法人広島県清港会は、広島県内の主要港湾及びその周辺海域において、海上の漂流物・汚物等を除去し、もって航行船舶の安全港内の整頓及び海洋汚染の防止に寄与し、港湾の美観の保持及び公衆衛生の向上に資することを目的として設立された団体である。

広島支部、尾道支部、福山支部の3つの支部があり、表2.11のとおり、それぞれに所属している清掃船により、各海域の漂流ごみを回収している。平成24年度の漂流ごみ回収実績は、表2.12のとおりであり、広島支部では流竹及び発泡スチロールが多く、尾道支部では発泡スチロールが多くなっている。

表2.11 広島県清港会の各支部の担務海域¹⁷⁾

支部名 船名	担務海域
広島支部 すいようⅡ	広島湾、五日市・廿日市港等の港湾及び、江田島、宮島の島しょ部を含む周辺海域
尾道支部 じょうようⅡ	尾道糸崎港及び、向島、因島等の島しょ部周辺海域
福山支部 せいようⅡ	福山港の東西南北各港区及び、松永、沼隈港沖周辺海域

表2.12 広島県清港会の漂流ごみ回収実績（平成24年度）¹⁸⁾

支部別	種別	広島	尾道	福山	合計	23年度 実績
一般ゴミ	m ³	83	159	55	297	371
流木	本	356	76	114	546	654
流竹	本	1,463	160	81	1,704	1,471
石油缶ドラム缶類	缶	26	10	22	58	64
木箱	個	0	20	27	47	61
発泡スチロール	個	1,093	1,167	200	2,460	2,014
古タイヤ	個	17	7	14	38	59
廃船	隻	0	2	0	2	2
古カキ筏	台	0	0	0	0	1
木株	個	27	1	10	38	20
その他	個	30	3,242	5,609	8,881	9,911

(注)「その他」の欄の尾道、福山の数字には、ペットボトル、ジュースの缶類を含む。

出典17)：一般社団法人広島県清港会ホームページ

出典18)：一般社団法人広島県清港会 平成24年度事業報告書

(3) 海底ごみ

海底ごみは、陸域で発生したごみが河川を通じて海域へ流出後に沈積するか、海上から直接投棄されることで発生し、ごみが海底を覆うことによる生物の生育環境の悪化や漁業への被害などの問題がある。

瀬戸内海の海底ごみは、「平成 18 年度瀬戸内海海ごみ対策検討会報告書」¹⁹⁾（環境省中国四国地方環境事務所）において、総量が約 13,000t 以上であると推計されており、種類としては、ポリ袋、食品トレイ等の容器包装ごみを中心とする生活系ごみが大半を占めているとされている。

県内では、広島市において、平成 5 年度から毎年、面積 3 km²の海底清掃事業を実施しており、平成 20 年度から平成 24 年度にかけては、隔年で面積 6 km²の事業を実施している。回収したごみは可燃物と不燃物に分別しており、可燃物の内訳は枯れ木・木材など、不燃物の内訳はペットボトル・空缶・ビニール類などとなっている。

尾道市においては、平成 20 年度から、市内 3 漁協との委託契約により、底引き網漁業の際に引き上げた海底ごみを回収している。この取組により、平成 27 年度末時点で延べ 9,673kg の海底ごみが回収されている。

また、その他の市町においても、一部の漁協により、海底ごみの回収が行われている。（表 2.16 参照）

出典19)：環境省中国四国地方環境事務所 平成 18 年度瀬戸内海海ごみ対策検討会報告書
(平成 19 年 1 月)

3 海岸漂着物等対策の取組状況

現在の海岸漂着物等対策の取組状況を把握するため、関係者等の対策取組状況について照会し、回答があったものを整理した。

(1) 国、県、市町の取組

ア 国の取組

国の対策取組状況は、表 2.13 に示すとおりである。

表 2.13 (1) 国の対策取組状況 (回収・処理)

実施者	取組内容	実施時期
中国四国地方環境事務所 広島事務所	グリーンワーカー事業 (宮島地区清掃業務) 宮島地域内の海岸、道路、広場等に散乱したゴミの回収と処分	7～2月
	マリンワーカー事業 (宮島地域海域環境保全調査業務) 宮島の主な海浜の漂着ゴミ回収困難地でのゴミの種類、推定量を調査し、風致の保全上著しい支障のある箇所についてゴミを回収する。	9～12月
国土交通省中国地方整備局港湾空港部	海面清掃船おんど 2000 による漂流ごみの回収	通年

表 2.13 (2) 国の対策取組状況 (発生抑制)

実施者	取組内容	実施時期
国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所	江の川一斉清掃	7月
国土交通省中国地方整備局太田河川事務所	クリーン小瀬川	7月

表 2.13 (3) 国の対策取組状況 (普及啓発)

実施者	取組内容	実施時期
中国四国地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	瀬戸内海の家ごみを考える月間の取組	11月
中国環境パートナーシップオフィス/中国四国地方環境事務所	シンポジウム等の開催 (広島発～海岸漂着物を考えるシンポジウム (平成 27 年 1 月), 森里川海の家環境保全の在り方に関するシンポジウム (平成 28 年 2 月))	随時
国土交通省中国地方整備局港湾空港部	「リフレッシュ瀬戸内」による海岸清掃活動の支援 (呼びかけ)	6～8月
第六管区海上保安本部	海洋環境保全思想の普及、啓発や海洋汚染防止指導を実施 (海洋環境保全推進月間)	6月
	海洋環境保全を広く訴えるための啓発キャンペーンを実施 (図画コンクール, 海洋子どもエコクラブ等)	通年

イ 県の取組

県の対策取組状況は、表 2.14 に示すとおりである。

表 2.14 (1) 県の対策取組状況 (回収・処理)

実施者	取組内容	実施時期
農林水産局	堆積物除去の実施による海底環境の維持・修繕 (実施主体：市町)	1～3月
環境県民局	「せとうち海援隊」により、住民や民間団体等のボランティアによる海岸漂着物等の清掃活動を支援 (呼びかけ)	通年
土木建築局	「リフレッシュ瀬戸内」により、住民や民間団体等のボランティアによる海岸漂着物等の清掃活動を支援 (呼びかけ)	6～8月

表 2.14 (2) 県の対策取組状況 (発生抑制)

実施者	取組内容	実施時期
環境県民局等	県防災ヘリ及び海上保安庁の巡視艇により、空・海から不法投棄等の監視	6～11月
	関係機関が連携し不法投棄等を撲滅するための情報交換やパトロールを実施	7月
	建設リサイクル法に基づき届出された解体建築物の監視パトロールを実施	5月, 10月
土木建築局	太田川水系 37 河川の一斉清掃 (クリーン太田川)	7月

表 2.14 (3) 県の対策取組状況 (普及啓発)

実施者	取組内容	実施時期
水産課	養殖資材の流出防止対策について関係団体を指導	通年(適宜)
西部厚生環境事務所 環境管理課	廿日市市が事務局となって実施している「はつかいち環境フェスタ」での海岸漂着物等を含む環境保全啓発	10月

ウ 市町の取組

市町の対策取組状況（平成28年10月現在）は、表2.15に示すとおりである。

リフレッシュ瀬戸内やその他の清掃活動で回収されたごみの処分が多く行われており、その処分費の確保が問題となっている。

表2.15 (1) 市町の対策取組状況（回収・処理）

実施者	取組内容	実施時期
大竹市	回収されたごみの処分	通年
	「リフレッシュ瀬戸内」による海岸一斉清掃及びごみの処分	6～8月
廿日市市	「リフレッシュ瀬戸内」による海岸一斉清掃及びごみの処分	6～8月
	宮島南部海岸の海岸清掃（宮島南部海岸クリーンアップ！） （H28年度の取組）	7月
広島市	海底清掃	3月
	「リフレッシュ瀬戸内」による海岸一斉清掃及びごみの処分	6～8月
江田島市	「リフレッシュ瀬戸内」による海岸一斉清掃及びごみの処分	6～8月
	海岸一斉清掃実施	7～8月
海田町	「リフレッシュ瀬戸内」による海岸一斉清掃及びごみの処分	6～8月
坂町	「リフレッシュ瀬戸内」による海岸一斉清掃及びごみの処分	6～8月
呉市	「リフレッシュ瀬戸内」による海岸一斉清掃及びごみの処分	6～8月
	海底清掃で発生する廃棄物の運搬・処理	2～3月
	狩留賀海浜公園 海面及び海浜清掃業務委託	通年
東広島市	安芸津湾内での漂流ごみの回収	通年
	「リフレッシュ瀬戸内」による海岸一斉清掃及びごみの処分	6～8月
大崎上島町	「リフレッシュ瀬戸内」による海岸一斉清掃及びごみの処分	6～8月
竹原市	「リフレッシュ瀬戸内」による海岸一斉清掃及びごみの処分	6～8月
三原市	「リフレッシュ瀬戸内」による海岸一斉清掃及びごみの処分	6～8月
尾道市	「リフレッシュ瀬戸内」による海岸一斉清掃及びごみの処分	6～8月
	海底ごみ回収	通年
福山市	広島県漁業協同組合連合会が主催する一斉清掃の窓口	通年
	海浜清掃の窓口	通年
	「リフレッシュ瀬戸内」による海岸一斉清掃及びごみの処分	6～8月
	松永湾・備後灘で集められたごみの処理	通年

表2.15 (2) 市町の対策取組状況（発生抑制）

実施者	取組内容	実施時期
大竹市	クリーン小瀬川での河川清掃を実施	7月
	不法投棄防止パトロールの実施	通年
	環境省全国ごみ不法投棄監視ウィークにおいて、広報車で市内を広報活動	5～6月
	監視カメラ、看板、幟、ごみ収集カレンダーでの呼びかけ等による不法投棄防止	通年
安芸太田町	毎年7月に太田川で河川清掃を実施（クリーン太田川）	7月
北広島町役場芸北支所	クリーン太田川の一環で、太田川水系滝山川の河川清掃を実施	7月
広島市	不法投棄防止パトロールの実施	通年
	不法投棄防止キャンペーンの実施	9～12月
	不法投棄防止看板の設置等	通年
安芸高田市	業務委託による河川の草刈り	6～10月
	年1回地域清掃に伴い発生する土砂の処理（業務委託）	6月
安芸高田市・三次市	江の川一斉清掃	7月
府中市	水辺クリーンウォーキング	12月
	芦田川一斉清掃	5月
福山市	不法投棄防止及び環境美化対策	通年

表 2.15 (3) 市町の対策取組状況 (普及啓発)

実施者	取組内容	実施時期
広島市	河川清掃業務 猿猴川, 京橋川, 元安川, 本川, 天満川の水面及びその河口付近に浮遊又は投棄されたごみを船舶により収集及び横断幕による啓発	通年 (週3日)
安芸高田市	不法投棄防止に関する教材(ポスター, チラシ), 看板等の配布	—
東広島市	広報紙に不法投棄防止の啓発記事を掲載	—
	不法投棄防止に関する情報発信 (市ホームページ)	—
	市内全域を対象に不法投棄禁止の回覧文書の送付	—
	不法投棄防止看板の配布	—
庄原市	不法投棄防止標語をごみ収集カレンダーへ掲載	—
尾道市	広報紙にごみのポイ捨て啓発記事掲載	8月, 2月

(2) 民間団体, 住民ボランティア, 漁業関係者等による取組

民間団体, 住民ボランティア, 漁業関係者等の対策取組状況 (平成 28 年 8 月現在) は, 表 2.16 に示すとおりである。

取組のうち, 回収・処理については, 海岸における清掃活動が多数実施されている。しかし, 実施時期は上半期に集中し, 下半期にはほとんど実施されていない状況がみられる。また, 現状では回収したごみの種類や量を記録する様式が異なっていたり, 記録されていなかったりすることにより, 海ごみ対策を効果的に推進していくためのデータの蓄積が行われていない状況にある。

発生抑制については, 河川周辺における清掃活動や不法投棄防止活動等が多数実施されているが, 回収・処理と同様に, 実施時期は上半期に集中している。

普及啓発については, 掲示物や学習会等による様々な取組が実施されているが, 回収・処理に比べて取組の数は少ない状況である。

また, 現在の取組は関係者の尽力によって実施されているが, 周知不足等により, 関係者以外の人に関心が少ない状況にある。

表 2.16 (1) 民間団体, 住民ボランティア, 漁業関係者の対策取組状況 (回収・処理)

実施場所		実施者	取組内容	参加人数	ごみ総量	実施時期
県内全域	—	広島県資源循環協会	県内各支部による不法投棄撤去作業	—	—	通年
大竹市	—	阿多田島漁協	周辺海域での清掃活動 (せとうち海援隊に参加) 所有地の草刈り	—	—	7~8月
	小方南港	潜港会	ごみの回収	—	—	7, 11月
	小方港	小方遊漁船組合	ごみの回収	—	—	通年
	玖波港	玖波遊漁船組合	ごみの回収	—	—	3, 6月
	飛石港	大竹遊漁船会	ごみの回収	—	—	通年
	玖波港	くば漁協	ごみの回収	—	—	3, 7月
	阿多田島周辺海岸 (猪子島含む)	阿多田島漁協	ごみの回収	157	4500	7月
	大竹港海岸	小方遊漁船組合	大竹港海岸の海岸清掃	—	—	7月
		潜港会		—	—	7月
大竹遊漁船会		—		—	7月	
廿日市市	阿品海岸	廿日市市公衆衛生推進協議会	海のクリーンアップ作戦	11	—	7月
	廿日市市			4	—	7月
	地御前・阿品海岸一帯			2	—	7月
	地御前海岸			—	—	7月
	佐方地区全域		800	—	11月	
	自宅周辺区域		3,000	—	6月	
	四季が丘地区		1,200	トラック10台以上	6月	
	各町内会単位実施		80	—	6月	
	宮内地区9町内会		320	—	6月	
	廿日市市		1,200	—	6月	
	原地区	460	—	6月		
	厳島神社周辺等の海岸並びに河川	376	10,745t	6月		
	包ヶ浦海岸	170	300kg	5月		
	大野鳴川海岸	廿日市市	大野鳴川海岸の海岸清掃	—	—	7月
	厳島神社周辺海浜	廿日市市民ほか	厳島神社周辺海浜	—	—	6月
	網の浦, 西松原, 御笠浜, 長浜, 杉之浦海岸・白糸川	廿日市市民ほか	網の浦, 西松原, 御笠浜, 長浜, 杉之浦海岸・白糸川	—	—	6月
	鳴川海岸	廿日市市民ほか	海岸清掃	150	3120kg	7月
	地御前海岸・沖	地御前漁協	海岸一斉清掃	50	—	6~8月
	—		自治体による海浜清掃活動に参加	—	—	
	—		地御前漁港区域での清掃 (地御前漁港区域清掃業務委託)	—	—	通年
	—	大野町漁協	海岸一斉清掃への参加	—	—	7月
梅原港近隣, 塩屋鳴川までの海岸, 宮島室浜~津屋港	宮島 GOMI ゼロ大作戦		120	1.6t	7月	
—	海上及び海浜での一斉清掃 (漁場清掃事業)		—	—	7月	
—	廿日市市大野公衆衛生推進協議会	「リフレッシュ瀬戸内」で回収されたごみの処分	—	—	7月	
—	廿日市市宮島公衆衛生推進協議会	「リフレッシュ瀬戸内」で回収されたごみの処分	—	—	6月	
宮島	NPO 法人自然環境ネットワーク SAREN	宮島漂着ゴミ回収事業	—	—	夏季	

(表中の参加人数や回収量は過去に実施した際の一例。以下同じ。)

表 2.16 (2) 民間団体, 住民ボランティア, 漁業関係者の対策取組状況 (回収・処理)

実施場所	実施者	取組内容	参加人数	ごみ総量	実施時期		
廿日市市	—	宮島地区パークボランティア	—	—	4～8月		
	廿日市市ボートパーク周辺ほか	佐伯帆走協会	—	—	—		
	宮島包ヶ浦海岸		39	4500	5月		
	包ヶ浦海岸	フジこどもエコクラブ広島	—	—	—		
	杉之浦海岸	宮島シーサイドホテル	宮島杉之浦海岸漂着物のごみの回収	—	—	7月	
	包ヶ浦海岸	五日市高校	宮島包ヶ浦海岸のごみの回収	—	—	4月	
	包ヶ浦海岸及び腰細浦海岸	みやじま未来ミーティング	宮島包ヶ浦海岸及び腰細浦海岸のごみの回収	—	—	5, 10月	
	包ヶ浦海岸	㈱伊藤園	宮島包ヶ浦海岸のごみの回収	—	—	9月	
	包ヶ浦海岸	チチヤス㈱	宮島包ヶ浦海岸のごみの回収	—	—	9月	
	包ヶ浦海岸	大野漁協	海上及び海岸での一斉清掃(漁場清掃事業)	—	—	7月	
	大野瀬戸一円		宮島 GOMI ゼロ大作戦	64	810kg	7月	
	前潟全域, 上の浜漁港, 屋田超干潟	浜毛保漁協	海浜及び漁場での一斉清掃(漁場清掃事業)	90	850kg	7月	
	厳島神社周辺海岸	廿日市市宮島公衆衛生推進協議会	厳島神社周辺の海岸清掃	376	7605kg	7月	
	地御前港周辺	地御前港遊漁船船主会	海岸清掃活動	—	—	—	
	包ヶ浦地区海岸	宇宙船地球号の会	海岸清掃	—	—	—	
腰細浦	広島大学工学研究室	海岸清掃活動	—	—	—		
広島市	広島湾周辺	NPO 法人自然環境ネットワーク SAREN	漂着ゴミ削減対策	—	—	通年	
	みなと公園	瀬戸内・海的路ネットワーク推進協議会	海岸清掃	220	4 t	7月	
	丹那港湾内	大河漁協	清掃活動	120	3 t	7月	
	広島市内沿岸	広島市漁協	清掃活動	400	30 t	7月	
	八幡川河口域	井口漁協	海浜清掃	32	0.5 t	7月	
	黄金橋下棧橋廻り	仁保漁協	海浜清掃	47	2.5 t	7月	
	広島市宇品みなと公園	若築建設㈱中国支店	清掃活動	9	162kg	7月	
	元宇品～宇品海岸, みなと公園	日本釣振興会中国地区支部	清掃活動	20	30kg	5～11月	
	大黃湾	広島市立似島小学校	清掃活動	—	—	—	
	長浜, 大黃湾	広島市立似島中学校	清掃活動	—	—	—	
	元宇品海岸, 太田川河口干潟	広島環境サポーターネットワーク	清掃活動	—	—	—	
	みなと公園	宇品学区公衆衛生推進協議会	清掃活動	210	2 t	7月	
	広島港及びその周辺	広島県清港会	清掃船による海面清掃	—	—	通年	
江田島市	沖美町是長サンビーチ	江田島市公衆衛生推進協議会	SEA TO SUMMIT	150	0.47t	5月	
	沖美町三吉三高浜		三高浜ごみ回収	44	0.5t	3月	
	江田島町全域		不法投棄ごみ回収	22	0.73t	12月	
	沖美町			15	0.47t	2月	
	能美町 高田地区			6	0.27t	2月	
	能美町 鹿川地区			6	0.46t	2月	
	大柿町			27	1.26t	2月	
	能美町 中町地区			23	0.52t	2月	
	—		民間団体	SEA TO SUMMIT 参加者による海岸清掃	—	—	5月
	鹿川湾, 永田川河口東干潟, 鹿川		永田川カエル倶楽部	海浜清掃	16	440.5 kg	7月
サンビーチおきみ	江田島市カヌークラブ	清掃活動	60	5 t	5, 7, 8, 12月		

表 2.16 (3) 民間団体, 住民ボランティア, 漁業関係者の対策取組状況 (回収・処理)

実施場所	実施者	取組内容	参加人数	ごみ総量	実施時期	
江田島市	大柿町大原地先	大原漁協	海浜清掃事業	57	390 t	7月
	能美町高田, 中町大柿町飛渡瀬海岸	内能美漁協	清掃活動	92	620kg	6月, 7月
	沖美町美能～高祖～是長海岸	美能漁協	海の日を基準日とした県下一斉海岸清掃の実施	20	300kg	7月
	—	沖漁協	海岸一斉清掃 地元企業との海岸清掃, 回収, 処理	84	5 t	7月
	高祖港東側～三吉かき殻堆積場	三高漁協	海浜清掃, 関連施設(上架施設)周辺清掃	70	6300ℓ	7～8月
	—	切串漁協	県下一斉清掃	—	—	7～8月
	—	東江漁協	海底ゴミ回収	—	—	10, 11月
	切串, 大須, 津久茂荒代海岸, 宮ノ原, 矢ノ浦	江田島漁協	海岸清掃	57	4 t	6月
	鎌木海岸, 大矢海岸	鹿川漁協	海岸清掃	66	5000ℓ	7月
	—	深江漁協	海岸清掃	56	—	7月
	長瀬海岸	江田島市能美中, 大柿高	清掃活動	—	—	6月
長瀬海岸	HFM	広島 FM クリーン・キャンペーン in 江田島	—	—	10～11月	
海田町	瀬野川, 海田湾周辺	瀬野川を楽しむ会	清掃活動	—	—	
坂町	坂町 安芸郡坂町全域の海岸	坂町公衆衛生推進協議会	坂町海岸清掃	891	2.9 t	8月
	町内海岸全域	坂町町民ほか	町内海岸清掃	464	10.9 t	7月
	バイサイドビーチ坂	NTTドコモ中国グループ	清掃活動	130	90ℓ ×5袋	5月
	バイサイドビーチ坂, 坂なぎさ公園	(株)ひろしま港湾管理センター	海岸清掃	4	68 t	通年
	坂なぎさ公園	坂町漁業協同組合	坂なぎさ公園の漂流ゴミ回収	—	—	毎週
	横浜海岸	坂町遊漁船組合	横浜海岸の漂流ゴミ回収	—	—	通年
呉市	倉橋町内一円	倉橋地区自治会連合会	町内一斉清掃	1,000	2 t トラック 3台分	6月
	呉市伏原町～栄町	呉市公衆衛生推進協議会	平成 27 年度呉市第 5 地区美化強化月間	1,000	—	10月
	呉市豊浜町一円	呉市公衆衛生推進協議会	平成 27 年度豊浜町クリーン作戦	135～ 218	—	2, 7, 11月
	呉市豊町蒲野海岸, 白潟海岸, 野坂海岸	呉市豊町公衆衛生推進協議会	第 14 回海岸アダプト清掃事業	308	2.88 t	6～7月
	呉市蒲刈町(初神, 恋が浜, 鯖床)	呉市蒲刈公衆衛生推進協議会	リフレッシュ瀬戸内 in 蒲刈	130	1.38 t	6月
	豊浜町内海岸	呉市豊浜町公衆衛生推進協議会	清掃活動	150	790kg	6月
	呉市内の浜辺, 海岸	ひろしま自然の会	清掃活動	—	—	—
	大崎下島の蒲野, 白潟	呉市豊町公衆衛生推進協議会	清掃活動	—	—	—
	蒲刈町大浦 B&G 海洋センター付近	(株)県民の浜蒲刈	清掃活動	15	60kg	7月
	七浦自然海浜保全地区	呉市立川尻中学校 1 年生	七浦自然海浜保全地区での清掃活動	57	—	6月
下蒲刈海岸, 大野海岸, 海田海岸, 大地蔵港, 宝尾港, 海越港, 海越南海岸	SSFC 海辺の清掃実行委員会	清掃活動	109	1,760kg	5～11月	

表 2.16 (4) 民間団体, 住民ボランティア, 漁業関係者の対策取組状況 (回収・処理)

実施場所	実施者	取組内容	参加人数	ごみ総量	実施時期		
呉市	音戸町大浦崎海岸	音戸町町民	清掃活動	280	9.35 t	6月	
	神田造船所内海岸	㈱神田造船所	清掃活動	60	400kg	7月	
	倉橋町海越海岸と漁港区域内	海越女性会	清掃活動	40	2 t	5~10月	
	地先海岸	早瀬漁協	地先海岸での漂着ゴミ回収, 処理	—	—	6月, 10月	
	鹿老渡, 家ノ元, 尾立 地先	倉橋島漁協	地先海域の海浜清掃	62	7.8 t	7月	
	—	阿賀漁協	海の日を基準日とした県下一斉海岸清掃の参加	—	—	7月, 9月, 10月	
	—	仁方漁協	漁港内にゴミ回収箱を設置し回収, 処理	—	—	通年	
	仁方実町港沖, 仁方本町港沖, 戸田港沖		清掃活動	54	1340kg	7月	
	大浦崎海岸	音戸漁協	海岸一斉清掃	47	610kg	6~7月	
	初神, 恋が浜, 鯖床	蒲刈町漁協	海岸清掃 (全組合員参加)	38	10 t	7月	
	—	吉浦漁協	広島県漁業協同組合連合会が主催する一斉清掃	—	—	6~7月	
	—	阿賀漁協		—	—	6~7月	
	—	広漁協		—	—	6~7月	
	—	仁方漁協		—	—	6~7月	
	—	音戸漁協		—	—	6~7月	
	早瀬漁協前港	早瀬漁協		50	1800ℓ	6~7月	
	—	田原漁協		—	—	6~7月	
	—	安浦漁協		—	—	6~7月	
	三津口湾海岸			清掃活動	75	90kg	6~10月
	川尻港, 小用港等	川尻漁協		海浜清掃	180	4.5 t	6~7月
	—		海底ゴミの回収・処理	—	—	6, 3月	
	狩留賀浜	呉市立吉浦中学校	清掃活動	—	—	—	
	呉市広長浜アラメノ鼻周辺, 三角浜	呉市立広南小学校	清掃活動	—	—	—	
	呉市広長浜長浜第一公園, 三角浜	呉市立広南中学校	清掃活動	—	—	—	
	梶ヶ浜	呉市立下蒲刈小学校	清掃活動	—	—	—	
	警固屋9丁目 長郷浜	警固屋まちづくり協議会	清掃活動	70	3000ℓ	7月	
桂浜海岸, 倉橋漁港	倉橋の海とくらしを守る会	桂浜海岸 (倉橋漁港) の海岸清掃	250	4800ℓ	通年		
東広島市	安芸津町風早	早田原漁協	漂着ゴミの回収	20	0.55 t	6~8月	
	—	安芸津漁協	海底ごみの回収	—	—	通年	
	大芝地区大芝海岸	東広島市公衆衛生推進協議会安芸津支部	清掃活動	20	450ℓ	7月	
	木谷地区赤崎海岸			35	1755ℓ	7月	
大崎上島町	大串	大崎内浦漁協	清掃活動	36	500kg	7月	
竹原市	的場海水浴場	竹原市港湾管理事務所	清掃活動	—	—	7月	
	大久野島の東海岸	大久野島活性化協議会	清掃活動	140	170kg	7月	
	長浜海岸, 忠海高校前海岸	忠海高校科学研部&ボランティアサークル	清掃活動	—	—	—	
	大久野島海岸	芸南漁協	浮遊ゴミ, 海岸ゴミの回収, 処理	31	3240ℓ	7月	
三原市	すなみ海浜公園	山陽建設 (株)	海岸清掃	40	500kg	7月	
	鷺浦町広瀬谷海岸	くるくるみはら発見隊	清掃活動	—	—	—	
	鷺浦町須ノ上, 佐木, 向田地域海岸	地元3町内会・三原市立鷺浦小学校	清掃活動	—	—	—	

表 2.16 (5) 民間団体, 住民ボランティア, 漁業関係者の対策取組状況 (回収・処理)

	実施場所	実施者	取組内容	参加人数	ごみ総量	実施時期
尾道市	尾道糸崎港及びその周辺	広島県清港会	清掃船による海面清掃	—	—	通年
	満越干潟, 鳥居前干潟, 百島の海岸	NPO 法人さとうみ振興会	清掃活動	73	1387kg	7月
	—	吉和漁協	海底ゴミ持帰り運動	—	—	—
	—		海底ゴミ回収運搬業務 (尾道市が委託)	—	—	通年
	—	因島市漁協	漁港内の海ゴミ回収, 処理	—	—	6月
	因島三庄町, 因島土生町海岸		海浜清掃	35	750kg	6~7月
	—	尾道漁協	海底ゴミ回収運搬業務 (尾道市が委託)	—	—	通年
	—		海底ゴミ回収運搬業務 (尾道市が委託)	—	—	通年
	山波町, 向東町海岸	尾道東部漁協	海の日前後の海浜清掃	213	2.5 t	7月
	—	向島町漁協		—	—	7月
	百島町海岸	浦島漁協	「せとうち海援隊」による清掃活動	50	22500	7月
	浦崎町・百島町内海岸線			60	3 t	7月
	干汐海岸	高見小学校	「せとうち海援隊」による干汐海岸の清掃活動	400	2 t	6月, 11月
	—	向島町立花地区	海岸漂着ごみの回収 (農林水産課がモデル地区に指定)	—	—	通年
	海老干潟	浦崎小学校	「せとうち海援隊」による海老干潟の清掃活動	—	—	—
	加島西側海岸	しまなみの心	海岸清掃	7	15600	5月
向島町東海岸	9			24300	5月	
加島海岸	7			11700	7月	
福山市	福山港及びその周辺	広島県清港会	清掃船による海面清掃	—	—	通年
	仙酔島	福山市協議会	仙酔島清掃活動	—	—	7月
	柳津町慶応浜, 柳津漁港	浦島漁協松永支店	広島県漁業協同組合連合会が主催する一斉清掃	60	1.5 t	7月
	内海町箱崎漁港周辺	田島漁協		50	1 t	7月
	沼隈町地先	千年漁協		50	1 t	7月
	横島周辺海岸	横島漁協		70	—	7月
	鞆町平地区, 原港, 江の浦浜, 石井浜, 平漁港	鞆の浦漁協		30	570kg	7月
	—	田尻あんずの里漁協	清掃活動	—	—	7月
	宇治島	瀬戸内海宇治島クラブ	無人島「宇治島」の海浜清掃	—	—	7月
	仙酔島	明るいまちづくり鞆学区委員会	仙酔島の海浜清掃	—	—	7月
	内海町横山海岸	村上観光協会	清掃活動	6	910kg	7~9月
	松永湾周辺	環境市民ネットまつなが	松永湾周辺の漂流ゴミ回収 (せとうち海援隊など)	20	200kg	4~11月
	入双の浜, しゃごしの浜, 家廻の浜	福山市立内海小学校	清掃活動	—	—	—
	仙酔島	盈進中学校環境科学研究部	清掃活動	—	—	—
備後灘, 燧灘海域の海岸	しまなみの心	備後灘近海の底引き網漁船による海底ゴミの掃海活動 (せとうち海援隊など)	—	—	7~3月	

表 2.16 (6) 民間団体，住民ボランティア，漁業関係者の対策取組状況（発生抑制）

実施場所		実施者	取組内容	参加人数	ごみ総量	実施時期
大竹市	市内全域（企業・自治会）	大竹市公衆衛生推進協議会	おおたけクリーンキャンペーン	5500	18 t	9月
廿日市市	—	地御前漁協	かき養殖作業においては回収（リサイクル）に努めている	—	—	—
	阿品地区	廿日市市公衆衛生推進協議会	阿品地区環境点検ウォーキング	18	—	10月
	原地区		青少年道路クリーン作戦	50	450×3袋	6月，12月
	北山全域		北山女性会 ごみ拾い	12	—	5月
	吉和地域		漁民森づくり参加	—	—	10月
	廿日市住吉地域を中心		廿日市クリーンアップ大会	80	—	11月
	原地区		ごみ不法投棄調査	6	—	11月
	廿日市市		はつかいち桜まつり リサイクル活動	—	—	4月
	廿日市市		ひろしま男子駅伝前清掃	8	—	1月
	南・北進入路		南・北進入路一斉清掃	12	20 kg	12月，3月
	佐方地区全域		廿日市市内一斉清掃	800	—	6月
	阿品地区全域		廿日市市内一斉清掃	13	—	6月
	宮内地区8町内会		宮内地区一斉清掃	250	—	10月
	佐原田		宮内地区清掃	100	約10Kg	12月
廿日市・平良・原・阿品・阿品台	市内一斉清掃		—	72.97t	6月	
安芸太田町	—	安芸太田町公衆衛生推進協議会	地域内（河川含む）の清掃活動を実施	—	—	6月，9月
	—		各地域（河川含む）の不法投棄の状況をパトロールを行い，対策等の検討	—	—	10月
	—		年間数回不法投棄パトロール	—	—	—
	三篠川，見坂川，有坂川内	向原町河川愛護団体連合会	三篠川，見坂川，有坂川内のごみ収集や河川敷の草刈り	—	—	6～8月
	—	ラブリバー団体	河川のごみ収集や草刈り	—	—	6～10月
北広島町	豊平地域	北広島町公衆衛生推進協議会	空き缶散乱ごみ・追放キャンペーン	628	327袋	4月
	大朝地域			711	195袋	8月
				268	81.4袋	10月
	千代田地域			2145	152400	8月
	きれいセンター下の川井大橋近辺，豊平の悪谷川，龍頭，千町原，下石境旧道			1665	146200	12月
	不法投棄撲滅キャンペーン	50	0.7t	10月		
	太田川水系小河内川	今吉田自治会	クリーン太田川の一環で河川清掃	185	—	6月
	太田川水系吉木川	阿坂自治会		210	—	7月
		町営松崎団地		20	—	7月
		吉木環境保全会		102	—	7月
	太田川水系都志見川	都志見自制会		153	—	7月
太田川水系西宗川	琴庄親和会	110		—	8月	
	西宗振興会	46		—	7月	
江の川水系志路原川	原東環境整備推進委員会	105		—	7月	
太田川水系西宗川及び吉木川	企業	15		—	7月	

表 2.16 (7) 民間団体，住民ボランティアの対策取組状況（発生抑制）

実施場所	実施者	取組内容	参加人数	ごみ総量	実施時期
広島市	—	中国環境パートナーシップオフィス（EPO ちゅうごく）	—	—	1月
江田島市	—	切串漁協	—	—	7～8月
	能美町 高田地区	江田島市公衆衛生推進協議会	2	—	3月
	江田島町全域		19	—	12月
	大柿町飛渡瀬，能美町鹿川，沖美町岡大王		2	—	1月
	能美町 高田地区		4	—	1月
	能美町 鹿川地区		4	—	1月
	能美町 中町地区		4	—	1月
府中町	府中町大通り 府中町役場前榎川		府中町公衆衛生推進協議会	9	450×10袋
	府中町大通り 府中町役場前榎川	34		40kg	7月
	府中町総社会館-みくまり峡	8		16kg	8月，2月
	安芸府中郵便局前～入川橋交差点	24		450×43袋	3，6，9，12月
	府中町八幡 永田池	21		450×2袋	4～9月
	東小周辺道路	10		—	7～2月
海田町	瀬野川河川敷及び町内	海田町公衆衛生推進協議会	3796	14.6 t	6月
			3762	10.1 t	9月
坂町	総頭川全域	坂町公衆衛生推進協議会	542	2 tトラック 1台分	7月
	小屋浦 天地川		524	2 tトラック 1台分	9月
呉市	奥内小学校～長谷	呉市公衆衛生推進協議会	100	—	3月
熊野町	呉地 呉地ダム付近	熊野町公衆衛生推進協議会	90	780 kg	11月
	役場前 河川法面		9	—	3月，5月，9月
	町内全域（河川・道路側溝・コミュニティーセンター敷地等）		7615	108.7 t	9月
安芸高田市	三篠川，見坂川，有坂川内	向原町河川愛護団体連合会	—	—	6～8月
	—	ラブリバー団体	—	—	6～10月
	—	安芸高田市公衆衛生推進協議会	—	—	—
三次市	青河町県道 432 号線	三次市公衆衛生推進協議会	—	—	6月
	青河町松谷地区		—	—	11月
	青河町内		—	—	2月
	河内地区		—	—	4月，11月
	作木町		700	—	4月
	川西地区		30	—	8月

表 2.16 (8) 民間団体、住民ボランティアの対策取組状況（発生抑制）

実施場所	実施者	取組内容	参加人数	ごみ総量	実施時期		
青河町（小似川）	三次市公衆衛生推進協議会	大型ゴミ収集・河川清掃	30	—	2月		
三次町		尾関山 桜土手清掃	—	—	4月		
三和町飯田～中曾根（飯田川）		河川・道路 草刈・清掃		279	—	6月, 12月	
三和町半原～上壺歩（吉原川）				150	—	6月, 12月	
三和町敷名（美波羅川）				449	—	6月, 12月	
三和町敷名（奥谷川）				47	—	6月, 12月	
三和町上板木（上板木川）				134	—	6月, 12月	
三和町大力谷（大力谷川）				83	—	6月, 12月	
三和町羽出庭（今出原川）				20	—	6月, 12月	
三和町羽出庭・下板木・福田（板木川）				561	—	6月, 12月	
三和町下板木（陰地川）				61	—	6月, 12月	
三和町福田（福田川）				39	—	6月, 12月	
三若町（美波羅川）				253	—	6月, 12月	
三次市 神杉地区			河川一斉清掃		—	—	5月, 11月
三次市布野町					—	—	6月
旭橋から稲荷町（江の川）			河川清掃		576	—	9月
稲荷町周辺河畔				46	—	11月	
尾関山桜土手・尾関山周辺河畔				197	—	3月	
八次地区（馬洗川・恵木谷川・大谷川・岩屋寺谷川・宗祐川・四拾貫川）				6000	—	4月, 7月, 11月	
海渡町（山手川・袋地川）				87	—	6月, 10月	
石原町（美波羅川）				137	—	6月, 10月	
有原町親水公園（美波羅川）				102	—	6月, 10月	
上田町（森谷川）				163	—	6月, 10月	
作木町伊賀和志・大津（江の川・天神川・江谷川）		河川清掃・ごみ分別			110	—	4月
作木町森山・岡三淵（江谷川・砂井谷川）					104	—	4月
作木町北部・上作木（砂井谷川・作木川）				126	—	4月	
作木町下作木上・下作木下（作木川・江の川）				145	—	4月	
作木町峠下・峠上（江の川・熊見川・香淀川）				103	—	4月	
作木町門田（江の川・香淀川）				54	—	4月	
作木町大山（江の川・香淀川）				58	—	4月, 7月	
三次市三和町			河川道路一斉清掃	—	—	12月	
三次市十日市西		片丘川清掃	15	—	—		
三次市十日市中		北溝川清掃	30	—	—		
三次市十日市中・東		北溝川清掃活動	50	—	—		
三次町（馬洗川・西城川・江の川・神之瀬川河畔）		草刈・河川清掃		683	—	5月, 7月	
畠敷町（大谷川）				8	—	7月	
青河町（小似川・阿部地川・宮地川河畔）				230	—	6月	

表 2.16 (9) 民間団体, 住民ボランティアの対策取組状況 (発生抑制)

実施場所	実施者	取組内容	参加人数	ごみ総量	実施時期
青河町 (小似川・阿部地川・宮地川)	三次市公衆衛生推進協議会	草刈・河川清掃	210	—	11月
江田川之内町・高杉町 (美波羅川)			59	—	5～8月
高杉町・廻神町 (芋面川)			153	—	5～8月
江田川之内町・高杉町 (岩倉川)			63	—	5～8月
田幸小学校前 (美波羅川沿)			—	—	7月
三良坂町沖江 (沖江川)			60	—	6月, 10月
三良坂町迫田 (沖江川)			20	—	7月, 11月
三良坂町仁賀地内 (上下川)			26	—	6月, 9月
布野町上布野～河戸 (布野川)			210	—	6月
布野町戸河内上～下 (戸河内川)			32	—	6月
布野町室～瀬戸 (中郷川)			30	—	4月
布野町吹谷～大原宮 (吸谷川)			16	—	6月
布野町吉谷地区 (吉谷川)			10	—	6月
布野町姫ヶ谷地区 (姫ヶ滝川)			11	—	6月
布野町石貝地区 (千日川)			7	—	6月
上川立町・下川立町・上志和地町・下志和地町・秋町 (江の川)			530	—	4月, 10月
上志和地町・下志和地町 (板木川・岡城川)			480	—	4月, 10月
上川立町・下川立町 (永屋川)		90	—	4月, 10月	
三次市十日市西		国道ごみ拾い	60	—	年6回
三原町・山家町・日下町 (神野瀬川)		ごみ収集	236	—	7月
三次町 (江の川河原)			267	—	8月
三次市十日市中・東		親水公園ラブリバー活動	350	—	6月, 10月
三次市 八次地区		地域清掃	—	—	年2回
三次市 川西地区			400	—	6月, 10月
三次市粟屋町		町内一斉清掃	384	—	6月
三次市粟屋町			310	—	11月
三次市三次町		町内水路清掃	—	—	4月
三次市十日市西		町内溝掃除	100	—	年4回
三次市十日市東			120	—	年4回
三次市布野町		道路一斉清掃	—	—	8月
三次市 和田地区		道路清掃	—	—	3月
三次市十日市西		西区通学路清掃	100	—	—
三次市布野町		不法投棄回収	—	—	随時
三次市三次町 (巴橋・祝橋・旭橋)	三次小中学校清掃活動	—	—	4月	
上志和地町	不法投棄監視活動	60	—	春・秋	
川地地区 (春木地区等)	不法投棄監視活動	—	—	春・秋	
八次地区	不法投棄ゴミパトロール	48	—	毎月1回	

表 2.16 (10) 民間団体，住民ボランティアの対策取組状況（発生抑制）

実施場所	実施者	取組内容	参加人数	ごみ総量	実施時期
片丘川，北溝川	十日市自治連合会・三次市十日市地区公衆衛生推進協議会	片丘川，北溝川河川一斉清掃	—	—	10月
北溝川	3区自治会	河川清掃（北溝川）	—	—	4～10月
江の川	三次市観光協会	みよし市民納涼花火まつり翌日一斉清掃（江の川）	—	—	8月
美波羅川	三次市川西地区公衆衛生推進協議会	河川清掃	—	—	6～10月
片丘川，宗祐川	三次市酒屋地区公衆衛生推進協議会		—	—	10月
—	三次市布野地区公衆衛生推進協議会		—	—	6月
小谷川	布野町まちづくり連合会		—	—	4月
馬洗川	吉舎ロータリークラブ		—	—	2月
馬洗川・戸張川	八幡地区自治振興会		—	—	3月
馬洗川・西城川・江の川・神之瀬川河畔	三次市三次地区公衆衛生推進協議会		草刈・河川清掃	—	—
神野瀬川		川土手雑草処理・ごみ拾い	—	—	7月
江の川		川土手雑草処理・ごみ拾い	—	—	9月
馬洗川・恵木谷川・大谷川・岩屋寺谷川・宗祐川・四拾貫川	三次市八次地区公衆衛生推進協議会	河川清掃	—	—	4月，7月，11月
大谷川	三次市青河地区公衆衛生推進協議会	草刈・河川清掃	—	—	7月
小似川・阿部地川・宮地川河畔		河川清掃	—	—	6月，11月
小似川		大型ゴミ収集・河川清掃	—	—	2月
美波羅川・芋面川・岩倉川	三次市神杉地区公衆衛生推進協議会	草刈・河川清掃	—	—	5～8月
江の川・板木川・岡城川・永屋川	三次市川地地区公衆衛生推進協議会	草刈・河川清掃・空缶拾い	—	—	4月，10月
美波羅川	三次市田幸地区公衆衛生推進協議会	草刈・河川清掃	—	—	7月
美波羅川	三次市田幸地区町内会連合会	河川清掃	—	—	6月
江の川・天神川・江谷川・砂井谷川・作木川・熊見川・香淀川	三次市作木地区公衆衛生推進協議会	河川清掃・ごみ分別	—	—	4月
江の川	連光寺お寺スクール	河川清掃	—	—	5月，7月
江の川		河川清掃	—	—	7月
飯田川・吉原川・美波羅川・奥谷川・上板木川・大力谷川・今出原川・陰地川・福田川	三次市三和地区公衆衛生推進協議会	河川・道路 草刈・清掃	—	—	6月，12月
西城川	河内まちづくり連合会	河川清掃	—	—	4月
西城川	三次市河内地区公衆衛生推進協議会		—	—	11月
北溝川	中国電力（株）三次営業所	河川清掃 草刈・ごみ拾い	—	—	6月，3月
—	三次市布野地区公衆衛生推進協議会	不法投棄回収	—	—	随時

三次市

表 2.16 (11) 民間団体，住民ボランティアの対策取組状況（発生抑制）

実施場所		実施者	取組内容	参加人数	ごみ総量	実施時期
三次市	—	三次市川西地区公衆衛生推進協議会外（地域・役員で実施）	不法投棄監視（2週間に一回程度）	—	—	通年
	—	三次市和田地区公衆衛生推進協議会	不法投棄監視（月一回程度）	192	—	通年
	—	三次市酒屋地区公衆衛生推進協議会	不法投棄監視（年2回）	4	—	10月，1月
	—	三次市吉舎地区公衆衛生推進協議会	不法投棄パトロール	2	—	12月，2月
	—	三次市作木地区公衆衛生推進協議会	不法投棄監視パトロール	48	—	月1回
世羅町	世羅郡世羅町甲山 芦田川沿い	世羅町公衆衛生推進協議会	芦田川沿いのごみ回収と草刈作業	90	—	6月
	世羅郡世羅町甲山 甲山地区		子どもと地域のふれあい清掃	320	—	11月
	世羅郡世羅町津口		津久志地区クリーンアップ大作戦	50	—	11月
	世羅郡世羅町重永		不法投棄物回収作業	35	—	7月
三原市	三原 沼田川流域清掃	三原市公衆衛生推進協議会	沼田川クリーンキャンペーン	340	2100kg	4月
	本郷 沼田川流域清掃			37	160kg	4月
	大和 白龍湖周辺清掃			22	50kg	4月
	くい 御調川清掃			15	30kg	4月
	三原 和田-幸崎 国道185号線		450	可燃 2960kg	6月	
	本郷 本郷支所周辺 国道2号線		128	不燃 340kg	6月	
	久井 中野地区 県道 市道		64	—	6月	
	大和 大和支所周辺 県道 市道		63	—	6月	
庄原市	—	庄原市公衆衛生協議会	河川・県道沿線等の清掃を実施	—	—	1～3回/年
	—		全市一斉クリーンキャンペーンの実施	—	—	10月
	—		不法投棄パトロール	—	—	1～3回/年
	西城川	西城川漁協協同組合（主催）	西城川河川清掃（西城川漁協協同組合，各種団体，企業など）	—	—	4月
	西城川	庄原市高地区公衆衛生推進協議会	河川清掃を実施	—	—	6月，11月
	戸郷川	新庄西自治会		—	—	7月
	本村川	花と緑の本村		—	—	5月，10月
	国兼川	七塚西白寿会		—	—	12月
	宮内川	永末自治会		—	—	8月
	戸郷川	和田原青年		—	—	6月，8月
	本村川，上谷川	上谷郷集落		—	—	5～9月
	川北川	市場自治会		—	—	6月
	本村川	中表・下表集落		—	—	5～8月
	野谷川	野谷集落		—	—	5月，8月，10月

表 2.16 (12) 民間団体、住民ボランティアの対策取組状況（発生抑制）

実施場所		実施者	取組内容	参加人数	ごみ総量	実施時期
庄原市	西城川	貝の平筋遼瀬班	河川清掃を実施	—	—	5月, 8月, 10月
	西城川, 山家川, 大屋川, 八鳥川, 熊野川, 小鳥原川, 高尾川, 六の原川, 道後川	庄原市西城地区公衆衛生推進協議会		—	—	6月
	帝釈川	帝釈自治振興区帝釈支部		—	—	6月
	戸字川, 成羽川	下町自治会		—	—	6月
	成羽川	久代自治振興区東支部		—	—	5月, 9月
	福代川	東城自治振興区東町自治会		—	—	6月
	福代川	福代自治会		—	—	6月, 12月
	井河内川	北区自治会		—	—	6月, 11月
	粟田川	千鳥自治会		—	—	6月
	田黒川	森一組		—	—	6月
	萩川, 竹地川, 湯木川, 本谷川	庄原市口和地区公衆衛生推進会		—	—	4月, 7月, 9月
	神野瀬川, 和南原川, 奥門田川	庄原市高野地区公衆衛生推進会		—	—	4月
	比和川, 布見川	庄原市比和地区公衆衛生推進会		—	—	8月
	亀谷川, 耳高川	黒目自治会		—	—	7月
	亀谷川	亀谷自治会		—	—	7月
	領家川, 田総川	五領自治会		—	—	7月
	田総川, 下領家川	下領家自治会		—	—	7月
	田総川, 森藤川, 長谷川	上市自治会		—	—	7月
	田総川	稲草西自治会		—	—	7月
木屋川	木屋自治会	—	—	7月		
尾道市	尾道市全域	尾道市公衆衛生推進協議会	年末不法投棄防止キャンペーン	—	—	12月
	尾道市全域		春の不法投棄防止キャンペーン	—	—	5～6月
	旧尾道市(12地区)		秋のシティクリーニング	10577	215.1 t	9～10月
	瀬戸田地域全域		秋のシティクリーニング以外の一斉清掃	—	—	10～11月
	木ノ庄東・木ノ庄西		秋のシティクリーニング以外の一斉清掃	249	—	9月
	旧尾道市(20地区)全域		春のシティクリーニング	27308	572.2 t	5～6月
	瀬戸田地域全域		春のシティクリーニング	—	—	5～6月
向島地域全域	向島地域全域	—	—	5月		
福山市	福山市全域 芦田川及び市内河川周辺等	福山明るいまちづくり協議会	芦田川を守る日一斉清掃	14100	11.7 t	6月
	福山市全域 駅周辺や公園, 道路, 河川など		環境にやさしい都市づくり全市一斉清掃	9800	7.1 t	10月

表 2.16 (13) 民間団体，住民ボランティアの対策取組状況（普及啓発）

実施場所	実施者	取組内容	参加人数	ごみ総量	実施時期	
廿日市市	—	地御前漁協	—	—	—	
江田島市	—	美能漁協	—	—	随時	
	—	切串漁協	—	—	7～8月	
	—	東江漁協	—	—	10～11月	
	江田島 大柿町公衛協会 会長 山下邸下の擁壁	江田島市公衆衛生推進協議会	環境啓発壁画作成	31	—	12月
府中町	北小前榎川	府中町公衆衛生推進協議会	榎川清掃体験 (北小4年)	46	450×3袋	10月
海田町	海田町 瀬野川河川敷 及び町内	海田町公衆衛生推進協議会	エコと瀬野川環境 フェア	400	—	9月
呉市	—	呉市立川尻中学校 1年生	七浦自然海浜保全地区 での清掃に先立ち漂着 ごみに関する講演会に 参加	49	—	6月
三次市	—	三次市青河地区公衆衛生推進協議会	不法投棄防止学習会	—	—	2月，6月
	三次市 青河コミュニティセンター	三次市公衆衛生推進協議会	青河町不法投棄防止 学習	10	—	2月，6月
尾道市	尾道市 しまなみ交流館 前芝生広場	尾道市公衆衛生推進協議会	ポイ捨て禁止の日啓発	80	—	12月
			門前清掃の日啓発	80	—	5月

4 海岸漂着物等対策の課題

(1) 県内海岸漂着物等の課題

県内海岸全域調査により、県内海岸においては、全域でプラスチック類等の生活系のごみが多く漂着しており、特に西部海域でごみの量が多い傾向が見られた。

発泡スチロール製フロートやカキ養殖パイプも多く、特に西部海域では漁業系のごみが多くなっており、対策が必要となっている。

特に、発泡スチロール製フロートは、摩擦や衝撃、太陽光による劣化等により、細かい破片となって広く散乱し、人の手では回収が難しい状態になっている場合もあり、そうなる前の対策が必要である。

また、漂流ごみは、その一部が海岸へ漂着して海岸漂着物となることから、海岸漂着物対策と同時に対策が必要である。

海底ごみについても、ごみが海底を覆うことにより、生物の生育環境の悪化や漁業への被害などの問題が生じるため、対策が必要である。

(2) 回収・処理の課題

海岸漂着物の回収は、主に市町や清掃活動団体等によって実施されているが、回収したごみの種類や量を記録する様式が異なっていたり、記録されていなかったりすることにより、ごみの種類や量の増減傾向が把握できていない。効果的な対策を立案するためにも、経年的にデータを蓄積する必要がある。

更に、回収を行う清掃活動団体の清掃に係る費用や、回収されたごみの受入を行う市町の処分費の確保が課題となっている。

(3) 発生抑制の課題

本県の海岸は、閉鎖的な海域である瀬戸内海に面しており、陸域から河川等を通じて海域へ流出したのものや、周辺の海域で災害等によって流失した漁具・養殖施設等は、多くが瀬戸内海の周辺海岸に漂着していると考えられる。特に県西部に位置する広島湾は、瀬戸内海の中でも閉鎖的な海域であり、県内で発生した海岸漂着物等による影響が顕著であると考えられる。

そのため、県内の沿岸域及び陸域からの不法投棄等の対策及び海域における漁具等の流失を防止する必要がある。

(4) 普及啓発の課題

住民団体や企業等により様々な活動が実施されているが、周知が不十分であること等により、関係者以外の人々の関心が低くなっている。

海岸漂着物等は、日常生活で発生するものが多く見られることから、関係者のみならず、一般県民が海岸漂着物等の現状及びその発生原因等を認識し、元となるごみの発生抑制、回収・処理活動等に取り組んでもらうことが重要であるため、広域的な情報の発信、環境教育等による意識の向上を図る必要がある。

第3章 海岸漂着物等対策の目標

1 目標

国，県，市町，海岸管理者，住民団体等の連携により，自主的な清掃活動等が継続されることにより，海岸をきれいな状態に維持すること。

2 定義

「きれいな状態」とは，“こんな状態にしたい海岸”と見て感じ取れるよう，写真で定義する。具体的には，図3.1に示す写真のような海岸の状況が「きれい」とであると一般的に受け止められると位置づける。



図3.1 きれいな海岸（宮島入浜の状況）

第4章 目標達成のための取組

1 回収・処理の取組

回収処理を進めるため、次の取組を推進する。

なお、取組の推進に当たっては、「多様な主体が連携し、清掃活動に楽しむ要素を取り入れ、自主的な活動の輪が広がっていくこと」を目指す。

(1) 海岸漂着物等対策を重点的に推進する区域の設定

関係者と連携して、海岸漂着物等対策を重点的に推進する区域（以下「重点区域」という。）を設定し、効果的な対策を進める。

ア 重点区域の選定基準

海岸漂着物処理推進法に基づき策定された国の基本方針で示された重点区域設定の考え方を基に、県内の海岸のうち、景観、海岸の利用状況、清掃活動等実施状況、海岸漂着物の量及び質などを考慮し、表4.1のとおり重点区域選定基準を設定した。

表4.1 重点区域選定基準

① 国立公園・自然公園又は自然海浜保全地区の区域で、自然海岸（又は半自然海岸）が保全され、環境保全活動の拠点等として清潔にしておく場所
② レジャー（海水浴場等）又は公の用に利用され、又は供されている場所で、住民が集うもの
③ 地域住民の生活に密着し、住民活動等の一環として清掃されている場所
④ 無人島又は離島における海岸で、景観保全を図っていく場所
⑤ 海岸漂着物が著しく多い場所

イ 重点区域の設定

選定基準に1つ以上該当する地点から、重点区域を表4.2に示すとおり選定した。なお、重点区域の位置は、別紙（巻末に掲載）に示すとおりである。

表4.2 (1) 重点区域一覧表

No.	名称	所在地	該当基準				
			①	②	③	④	⑤
1	阿多田島沿岸（長浦海岸）	大竹市	○		○	○	○
2	大野鳴川海岸	廿日市市		○	○		
3	地御前海岸，地御前港海岸，漁港周辺			○	○		
4	宮島全島		○	○	○	○	○
5	扇園海岸			○	○		
6	阿品海岸			○	○		
7	観音親水緑地				○	○	
8	宇品海岸，広島みなと公園	広島市		○	○		○
9	長浜海岸	江田島市	○		○		
10	入鹿海岸（サンビーチおきみ）			○	○		
11	江田島湾			○	○		○
12	大附自然海浜保全地区		○				

※該当基準の番号（①～⑤）は、重点区域選定基準と対応している。

表4.2 (2) 重点区域一覧表 (続き)

No.	名称	所在地	該当基準				
			①	②	③	④	⑤
13	ベイサイドビーチ坂, 坂なぎさ公園	坂町		○	○		
14	鯛尾六字岩海岸, 横浜海岸, 小屋浦海岸			○	○		
15	音戸町大浦崎海岸	呉市	○	○	○		
16	蒲刈町恋ヶ浜, 県民の浜		○	○	○		
17	倉橋町海越海岸				○		
18	呉市狩留賀海岸 (ロマンチックビーチかるが)			○	○		
19	豊町蒲野海岸, 白潟海岸, 野坂海岸				○		
20	安浦町七浦海岸		○		○		
21	桂ヶ浜		○	○	○		
22	須之浦自然海浜保全地区		○				
23	中小島自然海浜保全地区		○				
24	呉港			○	○		○
25	音戸漁港周辺			○			○
26	田原漁港周辺		○			○	
27	三津口湾		○	○			
28	大崎上島町大串海岸, 野賀海岸	大崎上島町	○	○	○	○	
29	竹原市の場海岸	竹原市		○	○		
30	竹原市大久野島海岸			○	○	○	
31	長浜海岸		○				
32	三原市すなみ海浜公園	三原市		○	○		
33	三原市須ノ上海岸, 向田海岸, 長浜海岸, 大野浦海岸 (佐木島)		○		○	○	
34	柄鎌瀬戸自然海浜保全地区		○				
35	向島干汐海岸, 大町海岸	尾道市	○	○	○		
36	向島立花余崎海岸, 釣ヶ浜海岸				○		
37	瀬戸田サンセットビーチ			○	○		
38	高根自然海浜保全地区		○				
39	梶ノ鼻自然海浜保全地区		○				
40	百島自然海浜保全地区		○				
41	しまなみビーチ			○	○		
42	内海町横山海岸	福山市	○	○	○		
43	仙酔島		○	○	○	○	
44	松永湾				○		
45	グイビ自然海浜保全地区		○				
46	箱崎自然海浜保全地区		○				
47	クレセントビーチ			○			

※該当基準の番号 (①～⑤) は, 重点区域選定基準と対応している。

ウ 重点区域における対策の内容

各重点区域において、海岸漂着物に係る課題、効果的な回収・処理の方法、時期及び頻度等が異なることから、沿岸市町においては、5か年の重点区域別海岸漂着物等対策実施計画を策定し、それに基づいて対策を実施する。

また、県は、P14 に示した海岸一斉清掃モデル事業の成果を踏まえた市町の取組が拡大するよう、市町への働きかけを行うとともに、海岸管理者においては、海岸漂着物の処理のために必要な措置を講ずる。

(2) 清掃情報の共有，データの蓄積

共通の報告様式を作成し、活動情報を共有することで、各機関が活動時期や活動場所を効果的に決定する。また、ごみの量や種類を経年的に把握することにより、効果的な対策を検討する。

なお、活動情報の共有は、毎年、県環境保全課が集約・公開することにより行うものとする。

(3) 清掃実施団体への支援

県では、県内の海浜で、清掃・美化活動等の環境保全活動をボランティアで行っている団体を「せとうち海援隊」として認定し、市町と連携・協働して団体の活動を支援している。

この事業では、団体に対して清掃に必要な資材を提供し、保険への加入費用を負担する等の支援が可能である。また、団体が回収したごみについては、市町が処分について協力することになっている。

本事業を積極的に活用してもらうことで、海岸漂着物等の円滑な回収・処理を推進する。

(4) 補助金を活用した市町事業の支援

市町が行う海岸漂着物等の回収・処理、ごみの処分費等に係る費用について、環境省の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を活用して対策を推進する。

(5) 漂流ごみの回収

漂流ごみは、国土交通省中国地方整備局所属の海面清掃船「おんど 2000」及び一般社団法人広島県清港会広島支部所属の「すいようⅡ」、尾道支部所属の「じょうようⅡ」、福山支部所属の「せいようⅡ」により継続的に回収を行う。

(6) 海底ごみの回収

海底ごみは、一部の市町及び漁業関係者が連携し、回収・処理を行っており、引き続きこれらの取組を行う。漁業関係者は、漁業に伴い引き揚げられた海底ごみを陸上まで持ち帰り、市町の協力を得るなどして、適切な方法により処理する。

(7) 回収事業実施時の周知

海岸漂着物等の回収事業実施のためには、住民に対する PR が必要不可欠であることから、行事告知や実績報告など、マスメディアや SNS，市町広報への掲載等により回収事業の周知を図るための積極的な支援を行う。

2 発生抑制対策の取組

不法投棄及び漁具等の流出防止を図るため、継続して次の取組を行う。

(1) 不法投棄防止等について

ア パトロールの実施

県，市町等による不法投棄防止パトロールにより，不法投棄の防止，早期対応に努める。

イ 広島県ラブリバー制度

広島県ラブリバー制度^{注)}により，県民や民間団体等の河川清掃活動を支援し，河川から海域へのごみの流出を防止する。

ウ 3R（リデュース，リユース，リサイクル）の推進

ごみの排出抑制・再利用等の取組を推進するとともに，広報を行い，ごみの発生抑制を推進する。

海岸漂着物の多くを占めるプラスチック類，発泡スチロール類等のごみについては，次のとおり推進し，中でも，ごみの発生量を減らすリデュースは，発生抑制対策に特に有効であると考えられる。

- ・リデュース：容器包装の削減，レジ袋削減等により発生抑制を推進する。
- ・リユース：リユース品やリターナブル容器の利用促進，資材の再使用等を推進する。
- ・リサイクル：適正な分別・排出を周知徹底し，再生利用を推進する。

エ 放置艇の適正処理

放置艇が劣化し，沈没船になると，船及び防舷材等は水域で廃棄物となるため，所有者による適正保管や沈没船の適正処理を推進する。

注) 広島県ラブリバー制度：ボランティア活動として，県の管理する一級河川・二級河川の清掃などを行う団体，企業，個人などをラブリバー活動認定団体として認定し，表示板の設置，傷害・損害賠償保険の加入，活動費の一部支援などを行うことで，その活動をバックアップすることにより，住民と行政の協働体制の構築を目指すアダプト制度。

(2) 環境にやさしい養殖への取組

「広島かき生産出荷指針」(広島県)に準じて、次のとおり推進する。

- ・ 養殖用廃材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守した適切な処理を行うとともに、循環型社会へ対応するための再利用処理システムの検討を進める。
- ・ フロート等の養殖資材は、環境に配慮した素材のものへの転換に努める。
- ・ プラスチックパイプ等の養殖資材については、流出させないための対策を実施するとともに、積極的な回収や、再利用を行う。

3 普及啓発の取組

県及び市町は、地域住民や民間団体等に対し、地域における海岸漂着物等の実態や海岸漂着物等対策の実施状況等に関して積極的かつ効果的な周知を図る等、普及啓発に努める。

また、せとうち海援隊等、民間団体が行う活動についても県のホームページ等で積極的に周知することにより、活動の活性化を図る。

さらに、県及び市町は、県民一人ひとりが海岸漂着物の問題についての理解を深め、その自覚を高められるよう、海岸清掃活動等の取組に参加する体験活動やエコツアー等の環境教育の推進に必要な施策を講じるよう努める。

4 関係者の海岸漂着物等対策取組・相互協力

(1) 関係者の役割

ア 国の役割

国は、海岸漂着物等による被害が著しい地域において市町等が本計画に基づき実施する海岸漂着物等の処理に対する支援を行う等、大量の海岸漂着物等が存する地域において県や市町が行う海岸漂着物等の処理の推進に努める。

また、県民・民間団体等に対して海岸漂着物の問題に関する知識の普及を図るほか、ボランティアに関する情報の提供や取組事例の表彰等を通じて、積極的な参画を促すよう努める。

イ 県の役割

県は、本計画に掲げる目標を実現するため、計画の実施状況を把握するとともに、関係者間の連携促進や、必要な情報の提供、技術的支援等により関係者の取組を支援する。

ウ 市町の役割

市町は、海岸漂着物等の処理に関し、海岸管理者等に協力し、海岸漂着物等の回収や処理施設までの運搬、市町の処理施設での処理等を行う。

また、重点区域別海岸漂着物等対策実施計画を策定し、重点区域での対策を推進する。

エ 海岸管理者の役割

海岸管理者は、管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸漂着物等の処理のため、関係者等の協力を得て、必要な措置を講じる。

オ 民間団体等の役割

県民は、海岸漂着物等の問題について、海岸を有する地域のみならず、すべての地域における共通の課題であるとの認識に立って、生活系ごみの減量化や再生品の使用等の取組を通じて、日常生活に伴うごみ等の発生を抑制し、適正処理やリサイクルのための分別収集への協力等を通じ、海岸漂着物等の発生抑制に努める。

民間団体等は、海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制、普及啓発において、主体となって活動を行うなど、引き続き、積極的な取組を実施する。

(2) 関係者同士の相互協力

効果的・効率的な対策を実施するために、国、県、市町、海岸管理者等及び住民団体等がそれぞれの特性や立場を理解した上で、相互協力して対策の推進を図る。

また、県は、海岸漂着物対策では民間団体等が重要な役割を果たしていることを考慮し、地域で活動を行っている住民団体等に関する情報を収集、整理し、インターネット等を活用した情報提供等を通じて地域におけるネットワークづくりに努める。

第5章 計画のフォローアップ

1 モニタリング及び評価

市町や住民団体等が清掃活動を実施する際、清掃実施内容を統一様式の記録用紙に記録してもらい、それを集約することにより、県内海岸の清掃状況及び海岸漂着物の状況をモニタリングする。

そのほか、必要に応じて、海岸漂着物等の状況及び対策の効果等を確認するため、「水辺の散乱ごみの指標評価手法（海岸版）」（実施手順は P13 参照）に準拠したモニタリングを実施する。

なお、モニタリングの結果は、市町の実施計画等の対策の効果の確認及び効果的な対策の立案・実施に活用する。

2 計画の進行管理・見直し

(1) 進行管理

計画の進行管理のため、次の指標を設定する。

ア 各重点区域において、ごみの回収量を勘案しつつ、「水辺の散乱ごみの指標評価手法（海岸版）」に基づく評価ランク（表 5. 1）が減少傾向を示していること。

なお、きれいな海岸として写真で定義された海岸（P44 図 3. 1）は、ランク T となる。

表 5. 1 評価ランク対応表²⁰⁾

ランク	ゴミ袋の数量 (袋)	回収した際のゴミのかさ容量の表現として	かさ容量 (ℓ)
0	0袋	(自然物を除いて)全くゴミがない	0
T	約1/8袋	2.0Lペットボトルが1本程度 500mLペットボトルが3~4本程度	2.5
1	約1/4袋	2.0Lのペットボトルが2本分程度	5
2	約1/2袋	2.0Lのペットボトルが4本程度 200~350mLの飲料缶が15本程度	10
3	約1袋	2.0Lのペットボトルが8本程度 200~350mLの飲料缶が30本程度 ポリタンクならば1本分程度	20
4	約2袋	2.0Lのペットボトルが16本程度 ポリタンクならば2本分程度	40
5	約4袋	2.0Lのペットボトルが32本程度 みかん箱ならば3箱分程度	80
6	約8袋	ドラム缶が1本分未満程度	160
7	約16袋	ドラム缶が1.5本分未満程度	320
8	約32袋	ドラム缶が3.0本分未満程度	640
9	約64袋	一立方メートル程度	1,280
10	約128袋	軽トラで一台分程度	2,560

イ 平成 28 年度を基準に海岸清掃参加人数が増加していること。

なお、進行管理に当たっては、瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画に基づいて設置する湾灘協議会を活用することとし、海域の実情に応じた施策を実施できるよう関係者間で情報共有・意見交換を行う。

出典20)：国土交通省東北地方整備局，JEAN/クリーンアップ全国事務局及び特定非営利活動法人パートナーシップオフィスが 2004 年に協働で開発

(2) 見直し

本計画の期間は、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間であるが、効果的・効率的な対策を実施するため、計画の策定 (Plan)、計画の実施 (Do)、実施状況の点検・評価 (Check)、改善・見直し (Action) の手続きに沿って計画を推進し、モニタリング等による海岸の情報の蓄積、計画の実施状況、国の基本方針の変更等により、計画の変更が必要であると判断される場合は、関係者の意見を聴き、計画の変更を行う。

第6章 その他の海岸漂着物等対策の推進に係る必要事項等

1 災害時の対応

災害等により大量の漂着物が発生した場合、県、市町及び海岸管理者は、各市町地域防災計画等に基づき対応し、迅速かつ適切な回収・処理に努める。

2 危険物の対応

危険物が漂着した場合、海岸管理者は速やかに状況を確認し、海岸利用者及び地域住民へ注意喚起を行う。その後、専門家等の意見も踏まえて危険物の特定を行い、関係者と連携して迅速かつ適切な処理を行う。

別紙

【重点区域】

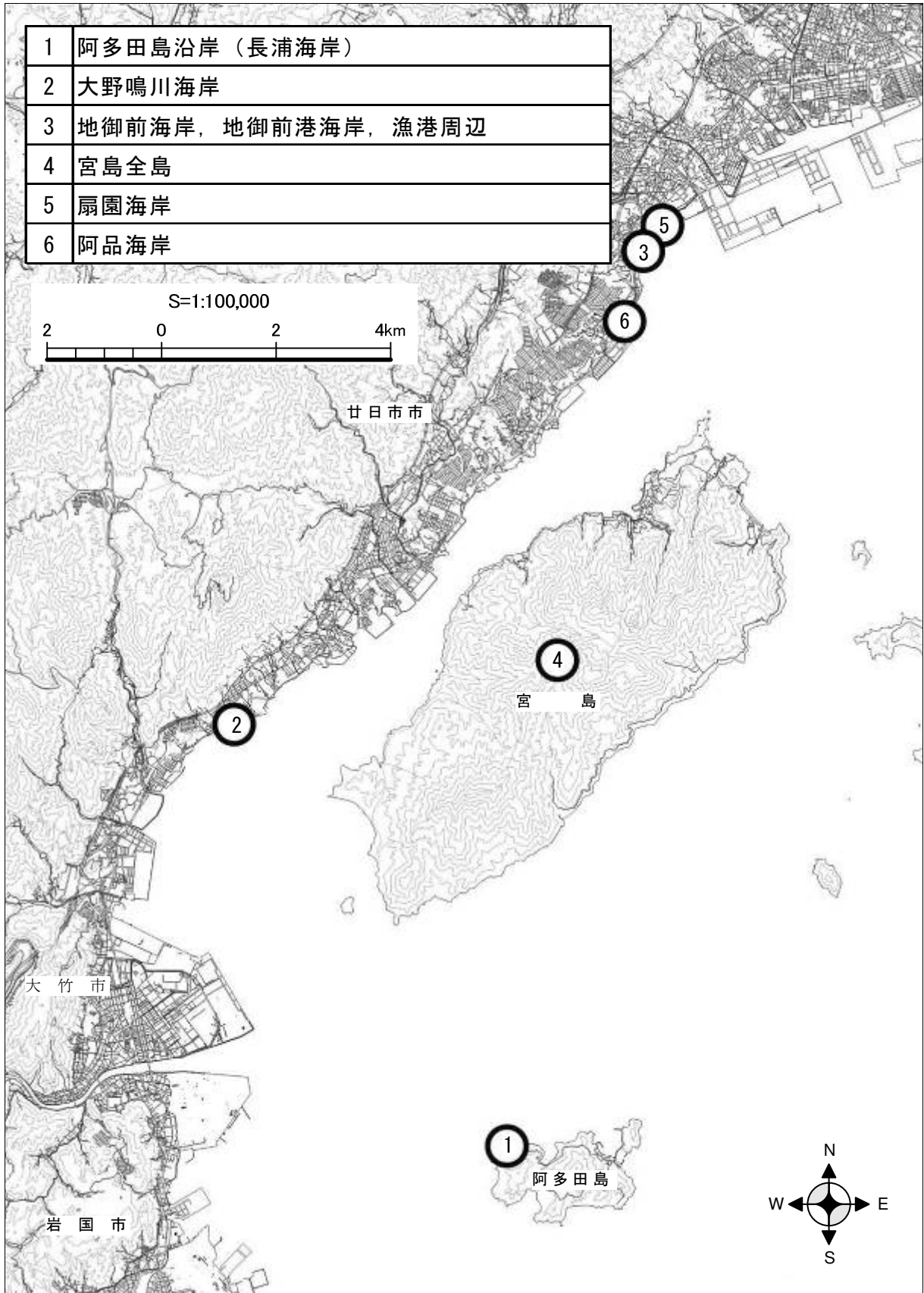


図1 重点区域位置図（大竹市・廿日市市エリア）

注）国土地理院の基盤地図情報基本項目に重点区域を追記して作成

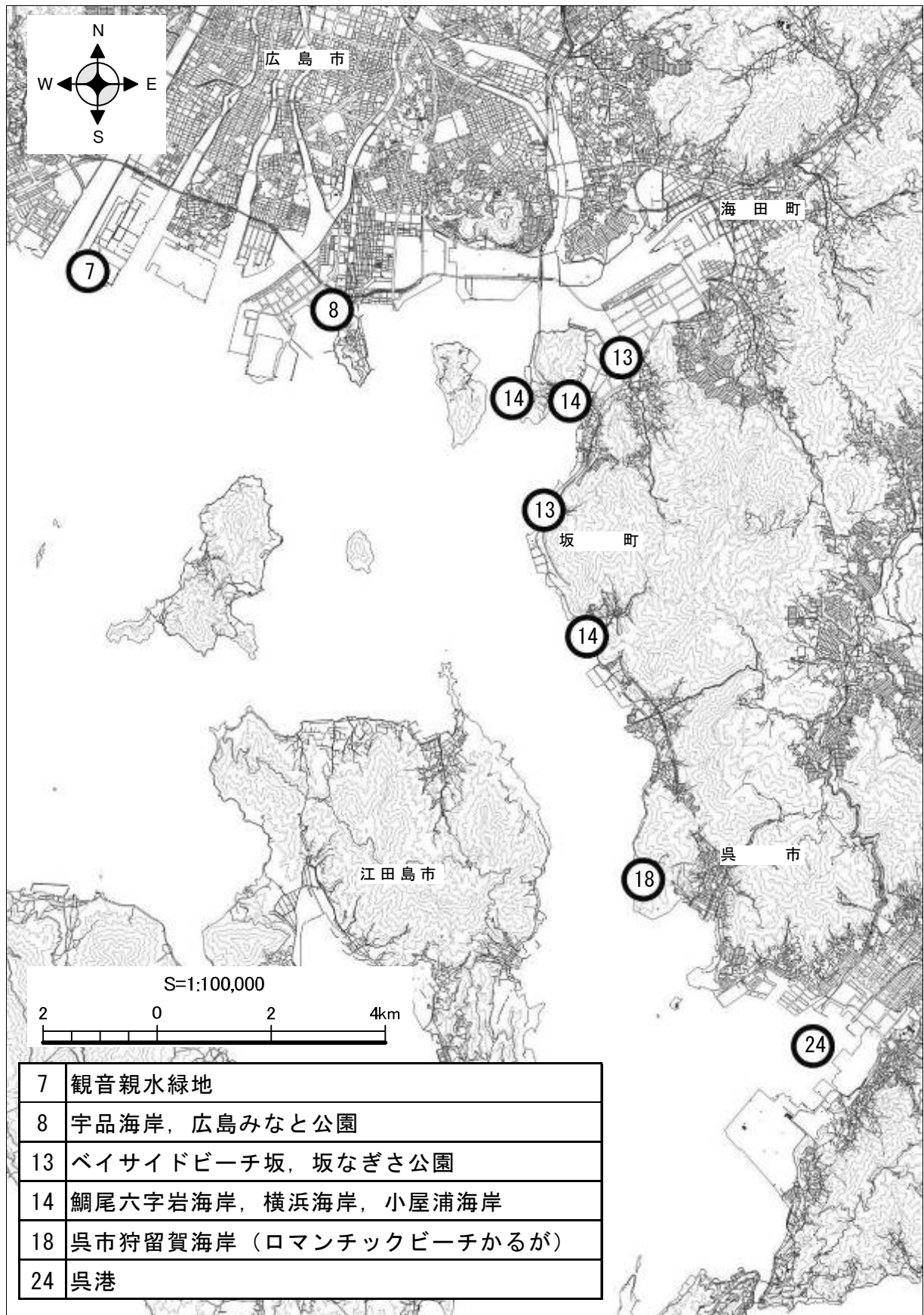


図2 重点区域位置図（広島市・坂町・呉市西部エリア）

注）国土地理院の基盤地図情報基本項目に重点区域を追記して作成

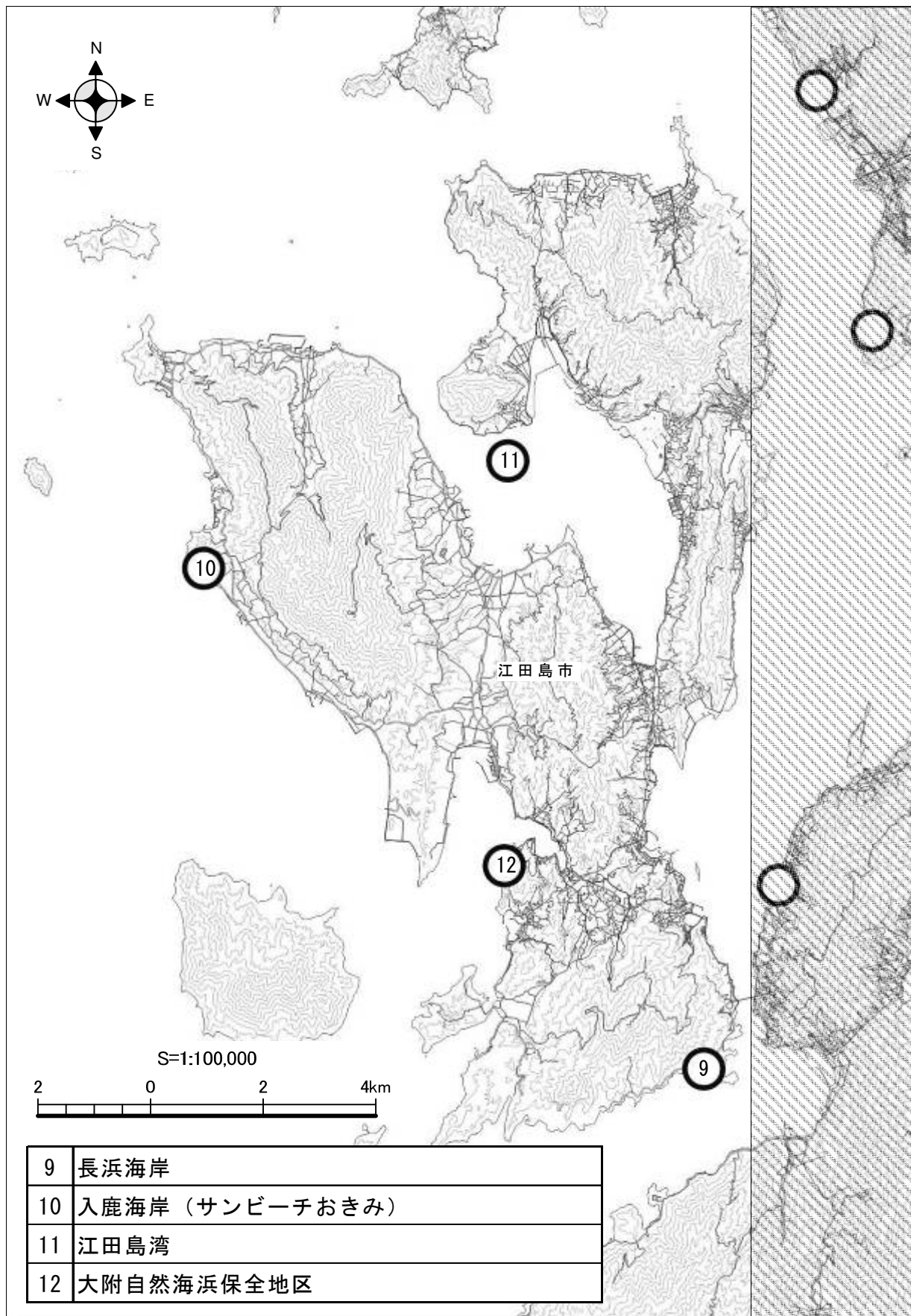


図3 重点区域位置図（江田島エリア）

注）国土地理院の基盤地図情報基本項目に重点区域を追記して作成

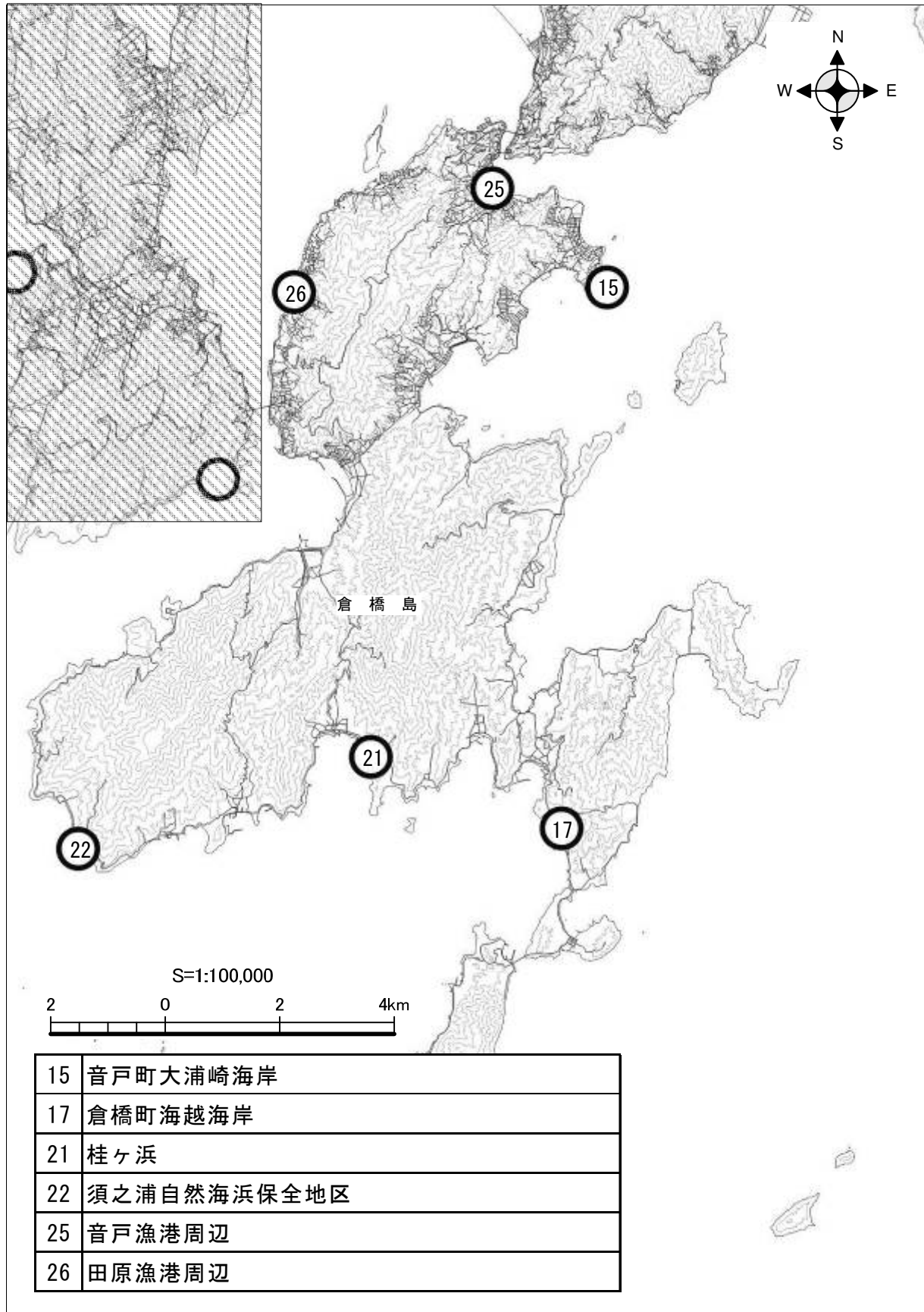


図4 重点区域位置図（倉橋島エリア）

注）国土地理院の基盤地図情報基本項目に重点区域を追記して作成

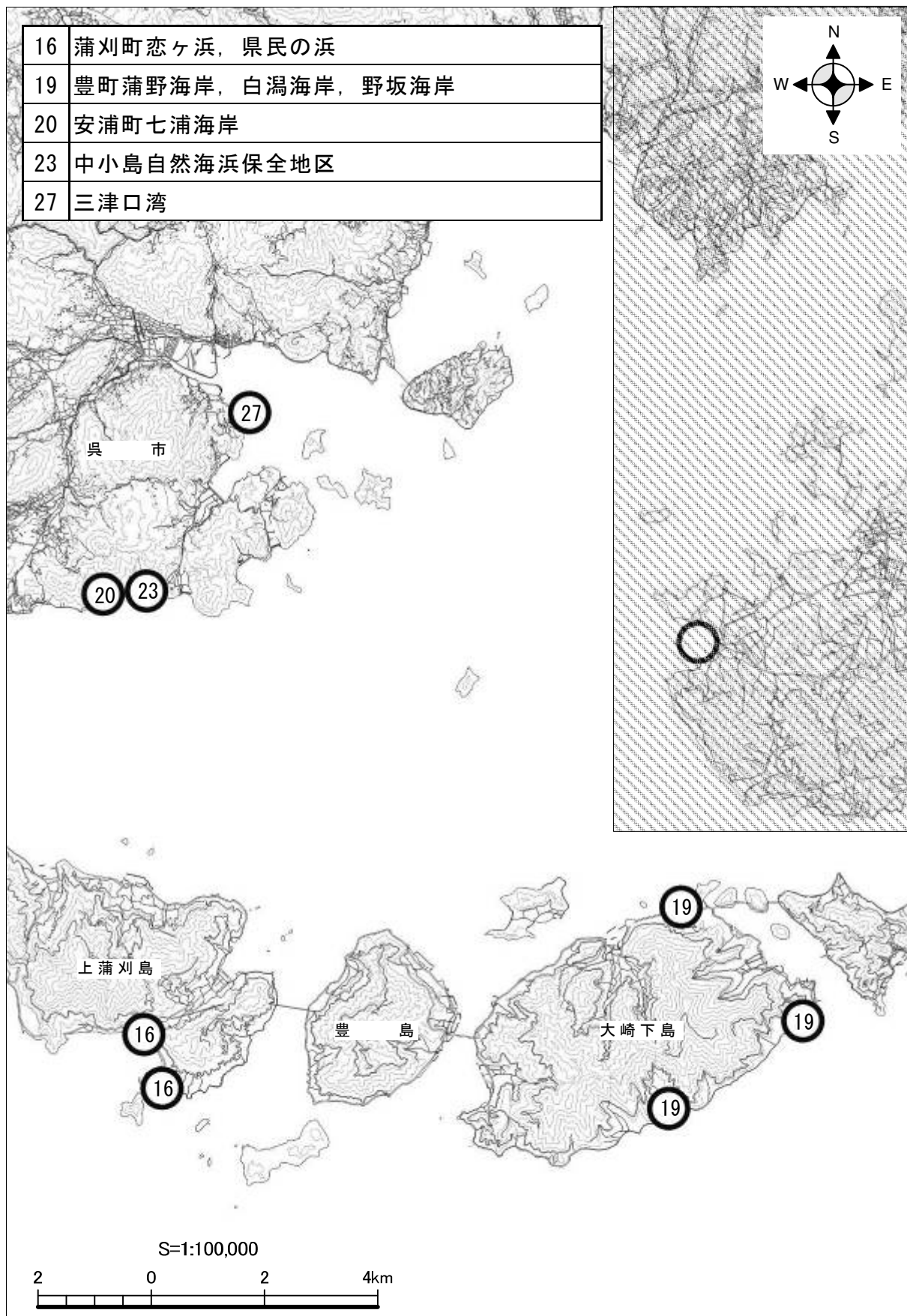


図5 重点区域位置図（呉市東部・上蒲刈島・豊島・大崎下島エリア）

注）国土地理院の基盤地図情報基本項目に重点区域を追記して作成

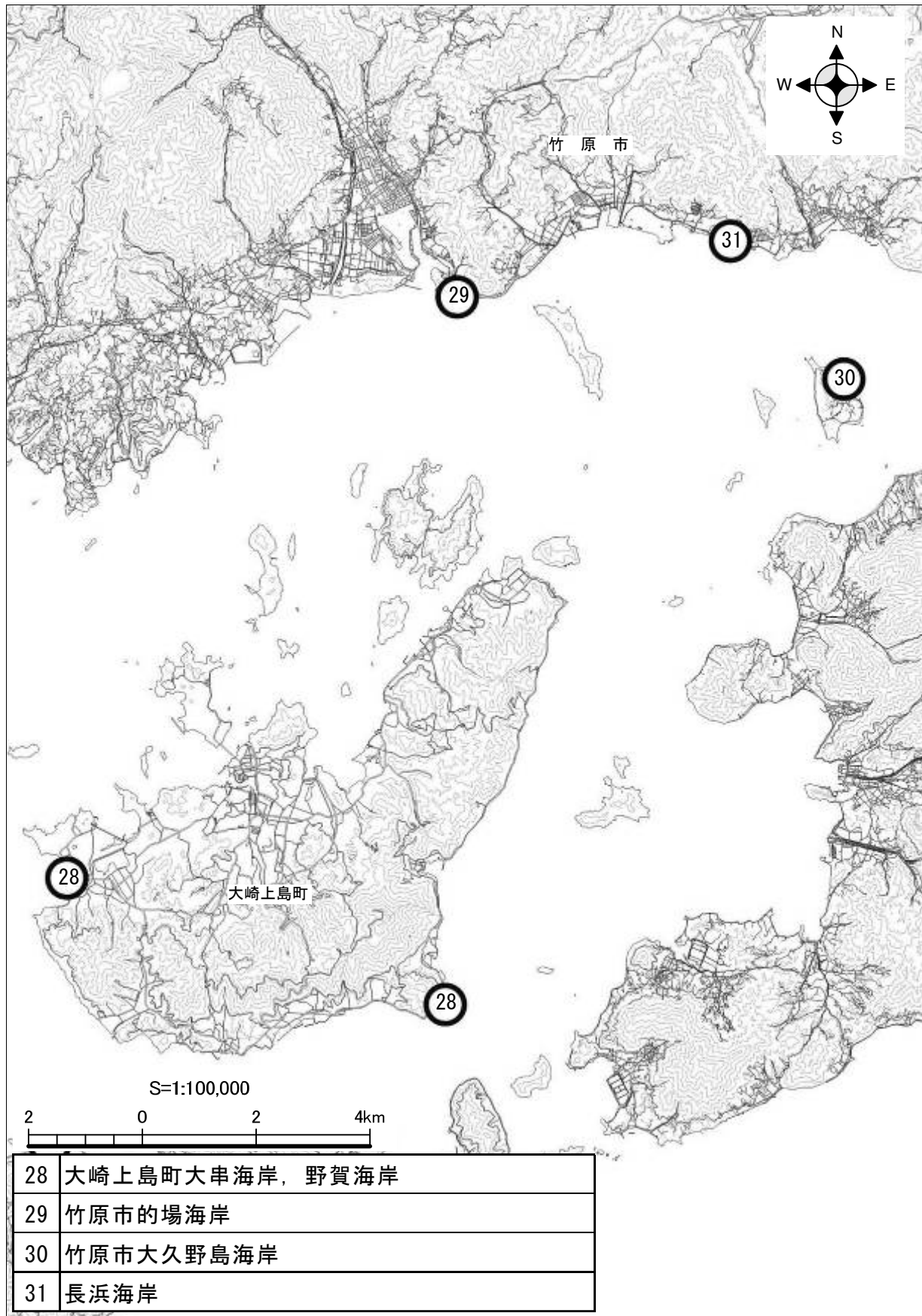


図6 重点区域位置図（竹原市・大崎上島町・大久野島エリア）
 注）国土地理院の基盤地図情報基本項目に重点区域を追記して作成

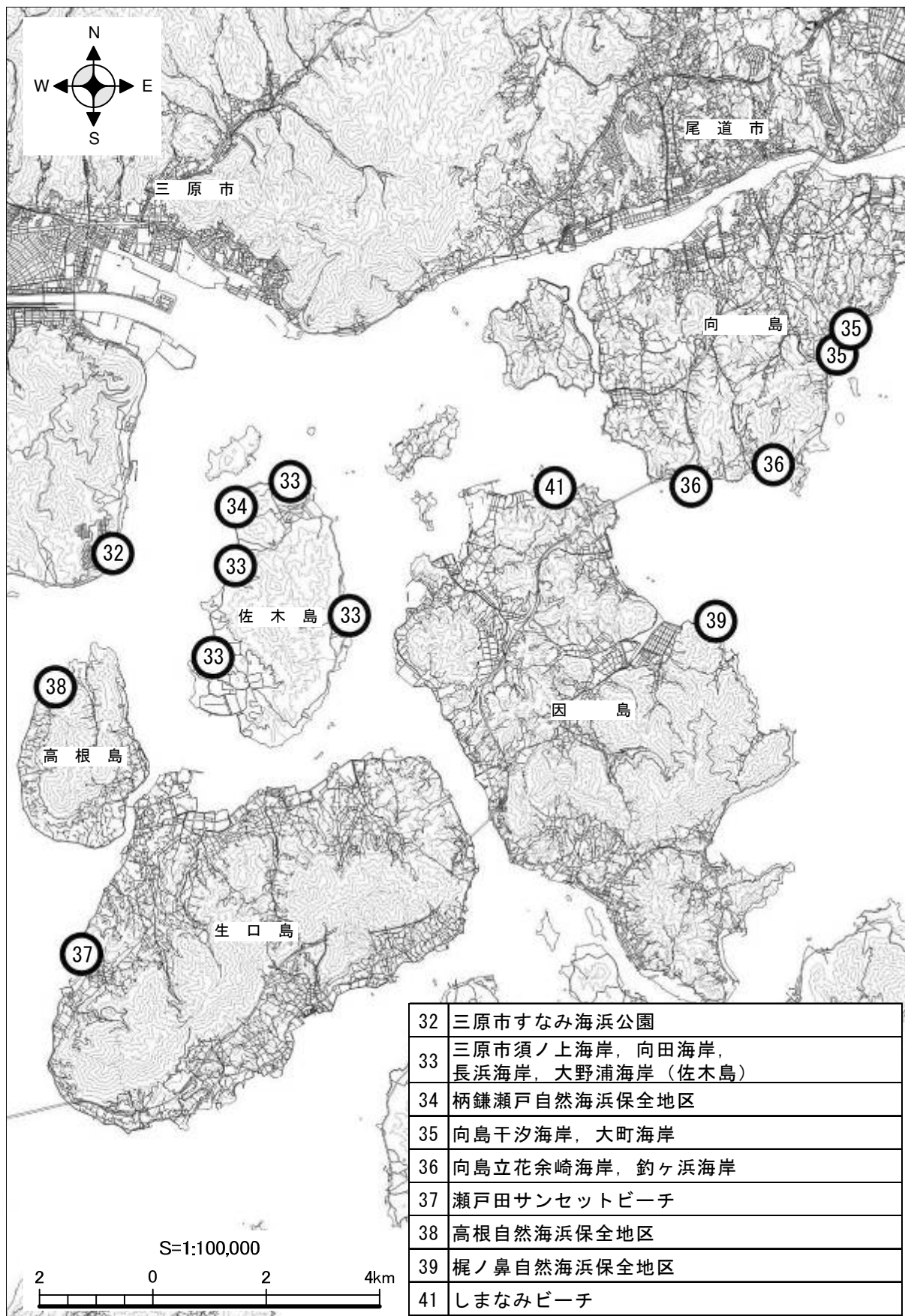


図7 重点区域位置図（三原市・佐木島・尾道市・向島・生口島・高根島・因島エリア）

注）国土地理院の基盤地図情報基本項目に重点区域を追記して作成

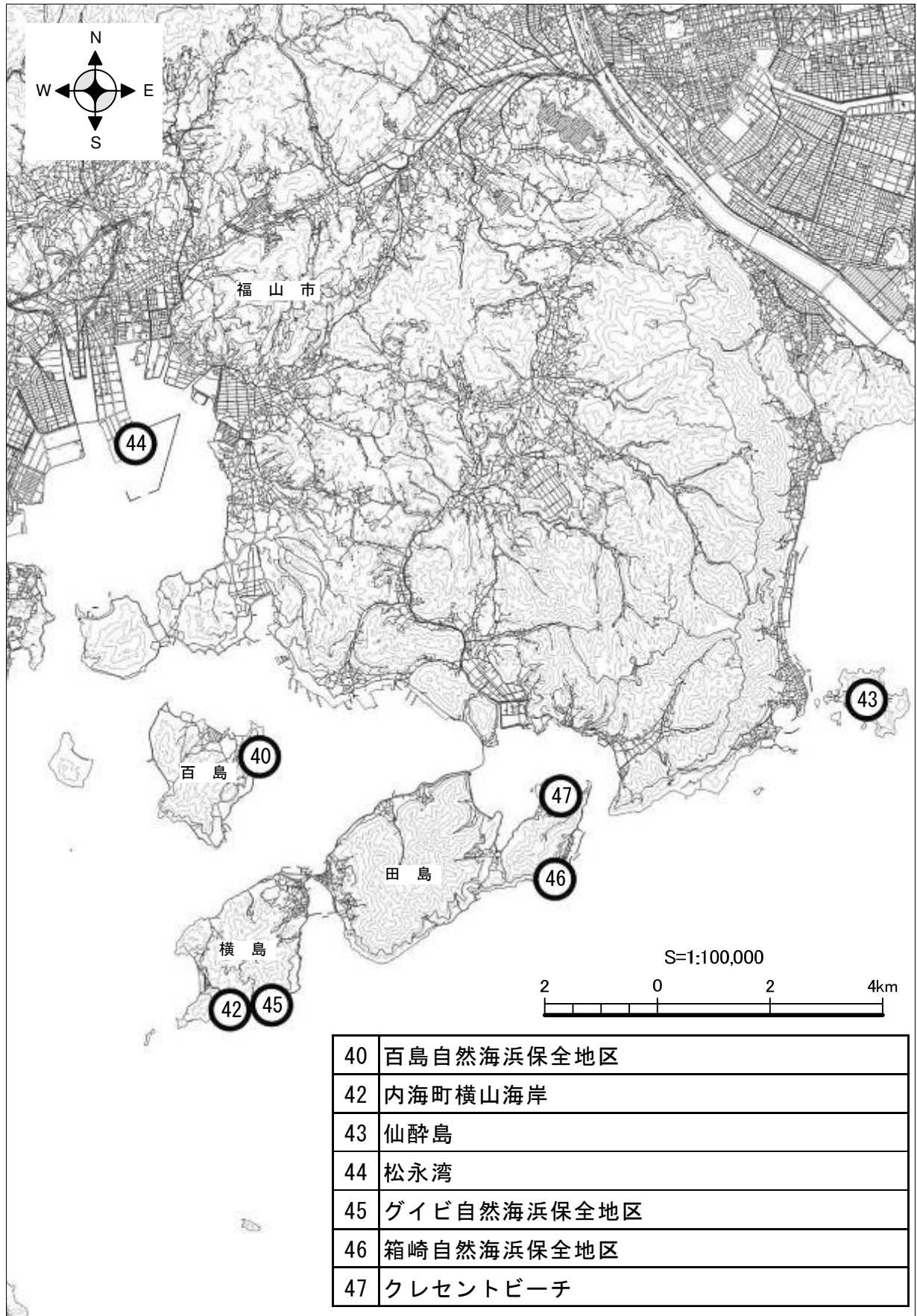
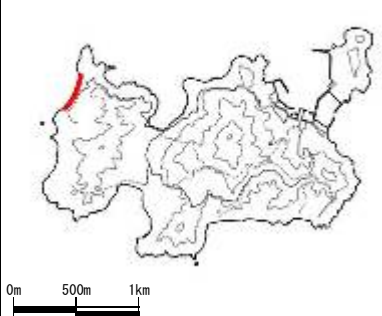
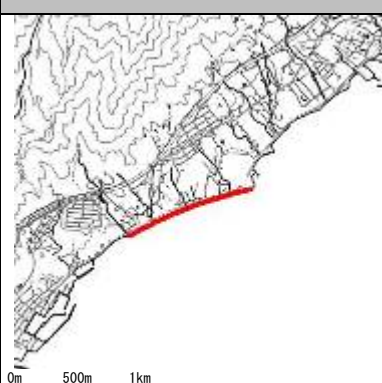


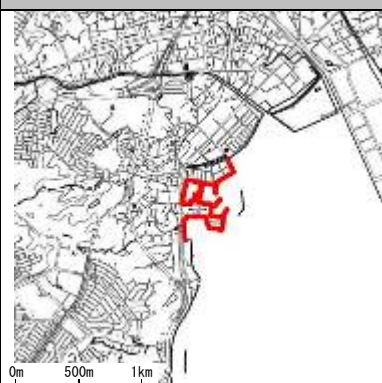
図8 重点区域位置図（尾道市・百島・福山市・田島・横島・仙酔島エリア）

注）国土地理院の基盤地図情報基本項目に重点区域を追記して作成

重点区域における海岸漂着物等の状況


重点区域名 No. 1 阿多田島沿岸（長浦海岸）				
所在市町（島しょ部）	海岸延長	特性・利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注）}
大竹市（阿多田島）	330m	・砂浜海岸 ・自然海浜保全地区	カキ養殖に伴う竹材やフロート等	
所管省庁	海岸管理者			
農林水産省 農村振興局	大竹市			

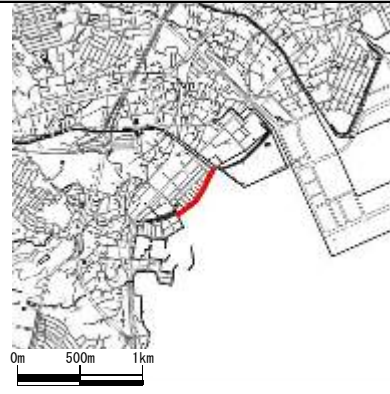
重点区域名 No. 2 大野鳴川海岸				
所在市町（島しょ部）	海岸延長	特性・利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注）}
廿日市市	900m	・砂浜海岸 ・釣りやレジャー等	流竹，発泡スチロール製フロート，ペットボトル，プラスチック類等	
所管省庁	海岸管理者			
国土交通省 水管理・国土保全局	広島県 道路河川管理課			

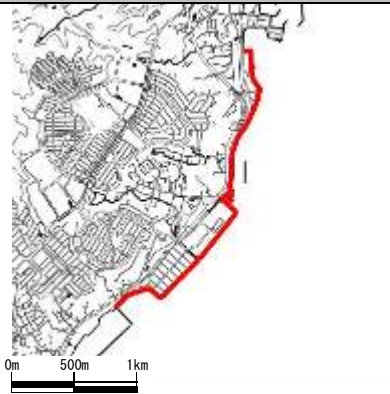
重点区域名 No. 3 地御前海岸，地御前港海岸，漁港周辺				
所在市町（島しょ部）	海岸延長	特性・利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注）}
廿日市市	2,200m	・漁港海岸	カキ養殖ごみ，ペットボトル等の家庭ごみ	
所管省庁	海岸管理者			
農林水産省 水産庁	広島県 港湾振興課			

注）国土地理院の基盤地図情報基本項目に重点区域を追記して作成

重点区域における海岸漂着物等の状況

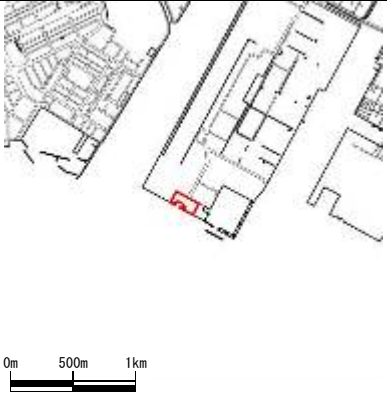
重点区域名		No. 4 宮島全島		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
廿日市市 (宮島)	約 30,000m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公園 ・ 砂浜海岸 ・ 岩場海岸 ・ 環境学習の 実施 ・ 宮島年中行事、花火大会等 ・ 海水浴場 	カキ筏による残骸(フロート、竹、プラスチックパイプ等)	
所管省庁	海岸管理者			
国土交通省 水管理・国土 保全局/ 国土交通省 港湾局	広島県 道路河川管 理課/港湾 振興課			

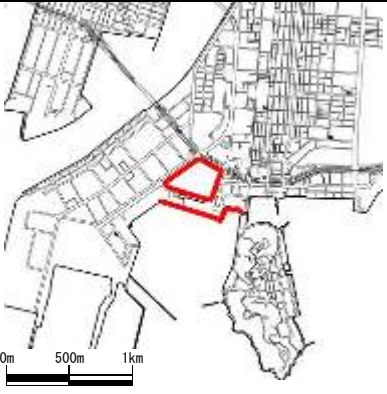
重点区域名		No. 5 扇園海岸		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
廿日市市	約 500m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 護岸 	可燃ごみ、木くず、 金属くず等	
所管省庁	海岸管理者			
国土交通省 水管理・国土 保全局	広島県 道路河川管 理課			

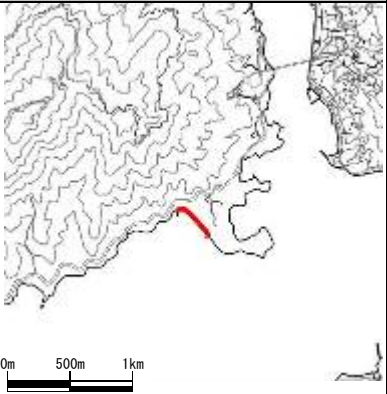
重点区域名		No. 6 阿品海岸		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
廿日市市	約 3,000m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 護岸 ・ 砂浜海岸 	可燃ごみ、木くず、 金属くず等	
所管省庁	海岸管理者			
国土交通省 水管理・国土 保全局	広島県 道路河川管 理課			

注) 国土地理院の基盤地図情報基本項目に重点区域を追記して作成

重点区域における海岸漂着物等の状況

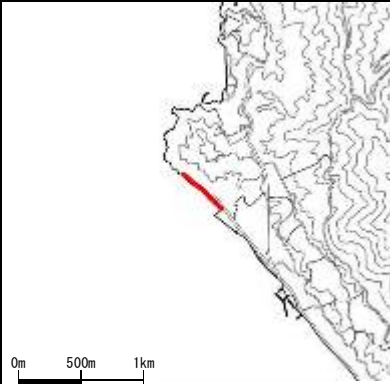
重点区域名		No. 7 観音親水緑地		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
広島市	約 150m	<ul style="list-style-type: none"> ・海浜公園 ・ポート、カヤックの講習等 	台風等の強風で多くのごみが打ち上げられる。	
所管省庁	海岸管理者			
国土交通省 水管理・国土 保全局	広島県 道路河川管 理課			


重点区域名		No. 8 宇品海岸，広島みなと公園		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
広島市	約 700m	<ul style="list-style-type: none"> ・階段状の護岸 ・親水緑地公園 	台風等の強風で多くのごみが打ち上げられる。	
所管省庁	海岸管理者			
国土交通省 水管理・国土 保全局	広島県 道路河川管 理課			

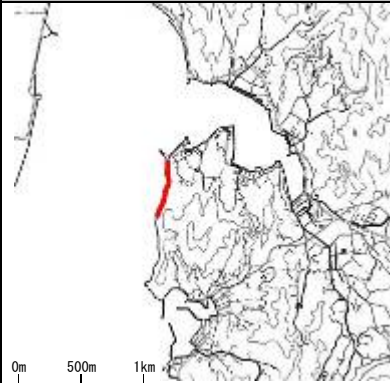
重点区域名		No. 9 長浜海岸		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
江田島市	330m	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜海岸 ・人工海岸 ・海水浴場 ・自然海浜保全地区 ・マリンスポーツ ・キャンプ 	可燃ごみ，発泡スチロール製フロート，竹，流木等	
所管省庁	海岸管理者			
農林水産省 農村振興局	広島県 農業基盤課			

注) 国土地理院の基盤地図情報基本項目に重点区域を追記して作成

重点区域における海岸漂着物等の状況

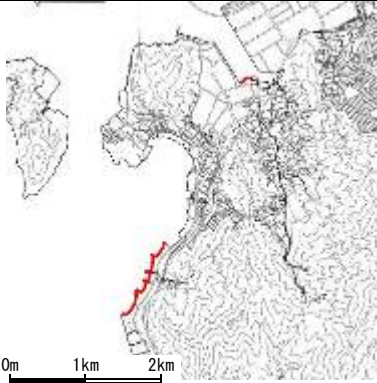
重点区域名 No. 10 入鹿海岸（サンビーチおきみ）				
所在市町（島しょ部）	海岸延長	特性・利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注）}
江田島市	約 500m	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜海岸 ・海水浴場 ・カヌー 	可燃ごみ，発泡スチロールフロート，竹，流木等	
所管省庁	海岸管理者			
農林水産省 農村振興局	広島県 農業基盤課			

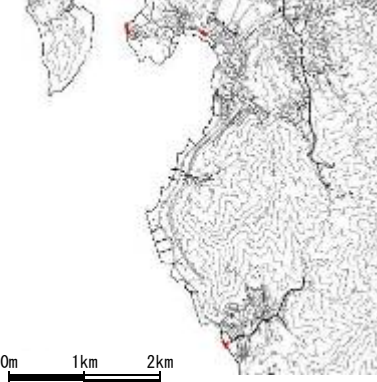
重点区域名 No. 11 江田島湾				
所在市町（島しょ部）	海岸延長	特性・利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注）}
江田島市	約 35,000m	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜海岸 ・漁港 ・護岸 ・海水浴場 ・カヌー 	可燃ごみ，発泡スチロールフロート，竹，流木等	
所管省庁	海岸管理者			
国土交通省港湾局/水管理・国土保全局/農林水産省農村振興局/農林水産省水産庁	江田島市/ 広島県			


重点区域名 No. 12 大附自然海浜保全地区				
所在市町（島しょ部）	海岸延長	特性・利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注）}
江田島市	450m	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜海岸 ・自然海浜保全地区 ・海水浴場 	発泡スチロールフロート，竹，空き缶等	
所管省庁	海岸管理者			
国土交通省水管理・国土保全局	広島県 道路河川管理課			

注）国土地理院の基盤地図情報基本項目に重点区域を追記して作成

重点区域における海岸漂着物等の状況

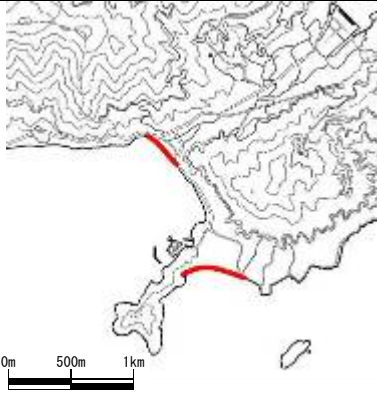
重点区域名 No. 13 ベイサイドビーチ坂, 坂なぎさ公園				
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
坂町	約 1,300m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂浜海岸 ・ 人工海岸 ・ 海水浴場 ・ キャンプ等 ・ 海洋レジャー 	可燃ごみ, 発泡スチロール, 竹等	
所管省庁	海岸管理者			
国土交通省 港湾局	広島県 港湾振興課			


重点区域名 No. 14 鯛尾六字岩海岸, 横浜海岸, 小屋浦海岸				
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
坂町	約 120m/ 60m/ 60m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂礫浜 	可燃ごみ, 発泡スチロール, 竹等	
所管省庁	海岸管理者			
国土交通省 港湾局	広島県 港湾振興課			


重点区域名 No. 15 音戸町大浦崎海岸				
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
呉市	330m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂浜海岸 ・ 自然海浜 保全地区 ・ キャンプ ・ 環境学習 ・ 海水浴 ・ 釣り 	カキ養殖パイプ, 海藻類等	
所管省庁	海岸管理者			
国土交通省 水管理・国土 保全局	広島県 道路河川管 理課			

注) 国土地理院の基盤地図情報基本項目に重点区域を追記して作成

重点区域における海岸漂着物等の状況

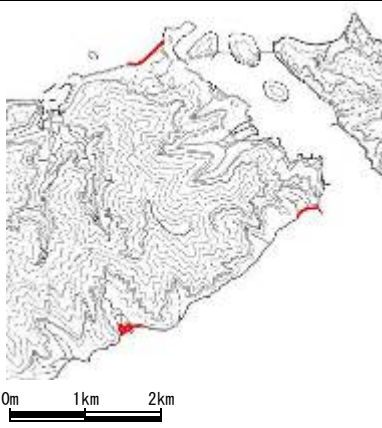
重点区域名 No. 16 蒲刈町恋ヶ浜, 県民の浜				
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
呉市	300m / 480m	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜海岸 ・自然海浜保全地区 ・海水浴場 ・釣り ・バーベキュー 	海藻, 飲料容器等	
所管省庁	海岸管理者			
農林水産省 水産庁 / 国土交通省 水管理・国土保全局	呉市 / 広島県 道路河川管理課			

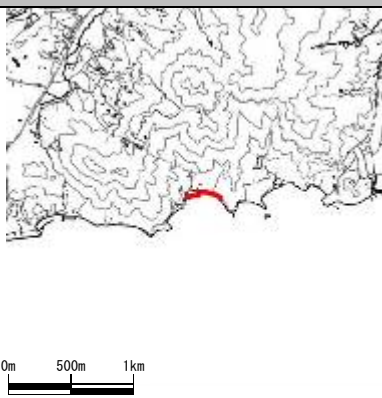
重点区域名 No. 17 倉橋町海越海岸				
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
呉市	400m	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜海岸 ・人工海岸 ・護岸 ・釣り 	海藻, プラスチック, 発泡スチロール等	
所管省庁	海岸管理者			
農林水産省 水産庁	広島県 港湾振興課			


重点区域名 No. 18 呉市狩留賀海岸 (ロマンチックビーチかるが)				
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
呉市	約 400m	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜海岸 ・人工海岸 ・海水浴場 ・マリンスポーツ ・バーベキュー 	カキ養殖に伴うごみ, 流木, ビニール等の家庭ごみ	
所管省庁	海岸管理者			
国土交通省 水管理・国土保全局	広島県 道路河川管理課			

注) 国土地理院の基盤地図情報基本項目に重点区域を追記して作成

重点区域における海岸漂着物等の状況


重点区域名 No. 19 豊町蒲野海岸, 白潟海岸, 野坂海岸				
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
呉市	300m/ 300m/ 550m	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸 ・砂浜海岸 ・レジャー 	流木等	
所管省庁	海岸管理者			
国土交通省 港湾局/ 農林水産省 水産庁/ 国土交通省 港湾局	広島県 港湾振興課			

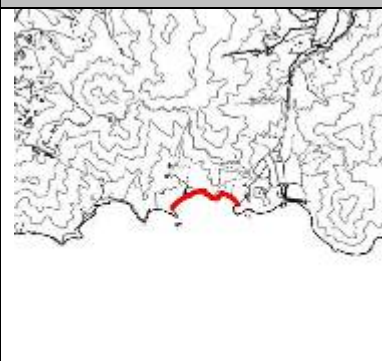
重点区域名 No. 20 安浦町七浦海岸				
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
呉市	300m	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜海岸 ・海水浴場 ・自然海浜 保全地区 	プラスチック類等	
所管省庁	海岸管理者			
農林水産省 農村振興局	広島県 農業基盤課			


重点区域名 No. 21 桂ヶ浜				
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
呉市	約 450m	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜海岸 ・海水浴場 	カキ養殖パイプ, 発泡スチロール, プラスチック類等	
所管省庁	海岸管理者			
農林水産省 水産庁	広島県 港湾振興課			

注) 国土地理院の基盤地図情報基本項目に重点区域を追記して作成

重点区域における海岸漂着物等の状況

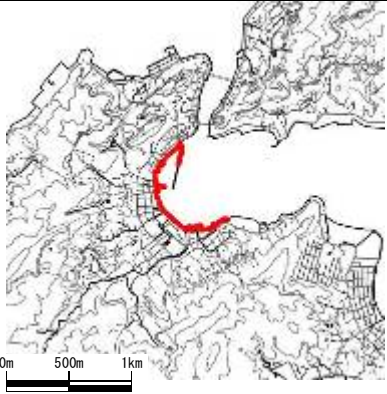
重点区域名 No. 22 須之浦自然海浜保全地区				
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
呉市	約 250m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂浜海岸 ・ 自然海浜 保全地区 ・ 海水浴場 ・ 釣り ・ キャンプ 	カキ養殖パイプ, 発泡スチロール等	
所管省庁	海岸管理者			
農林水産省 水産庁	広島県 港湾振興課			


重点区域名 No. 23 中小島自然海浜保全地区				
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
呉市	約 600m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂浜海岸 ・ 自然海浜 保全地区 ・ 海水浴場 	プラスチック類, 発泡スチロール等	
所管省庁	海岸管理者			
農林水産省 農村振興局	広島県 農業基盤課			


重点区域名 No. 24 呉港				
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
呉市	約 35,000m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要港湾 	缶, プラスチック類等 近年ではパソコン, テレ ビ等のリサイクル 廃家電, タイヤや大型 フロート等が増加	
所管省庁	海岸管理者			
国土交通省 港湾局	呉市			

注) 国土地理院の基盤地図情報基本項目に重点区域を追記して作成

重点区域における海岸漂着物等の状況


重点区域名		No. 25 音戸漁港周辺		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
呉市	約 1,900m	・ 漁港	近年ではパソコン、テレビ等のリサイクル廃家電、タイヤや大型フロート等が増加	
所管省庁	海岸管理者			
農林水産省 水産庁	呉市			

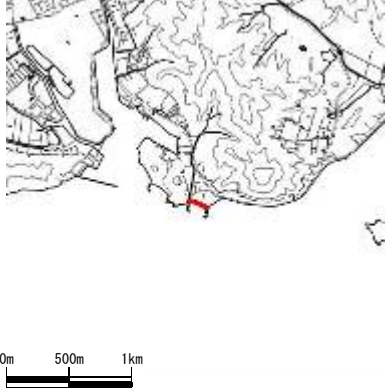
重点区域名		No. 26 田原漁港周辺		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
呉市	1,360m	・ 漁港	近年ではパソコン、テレビ等のリサイクル廃家電、タイヤや大型フロート等が増加	
所管省庁	海岸管理者			
農林水産省 水産庁	呉市			

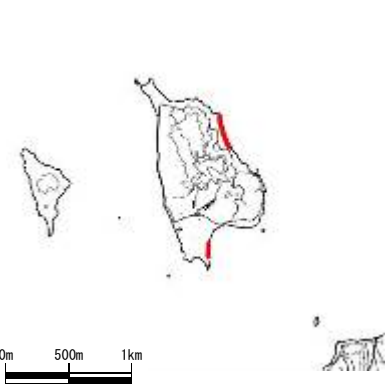
重点区域名		No. 27 三津口湾		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
呉市	約 10,000m	・ 漁港	海藻類, ペットボトル, 発泡スチロール, プラスチック類等 近年ではパソコン、テレビ等のリサイクル廃家電、タイヤや大型フロート等が増加	
所管省庁	海岸管理者			
農林水産省 水産庁	広島県 港湾振興課			

注) 国土地理院の基盤地図情報基本項目に重点区域を追記して作成

重点区域における海岸漂着物等の状況


重点区域名		No. 28 大崎上島町大串海岸, 野賀海岸		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
大崎上島町 (大崎上島)	約 800m/ 約 140m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂浜海岸 ・ 海水浴場 	プラスチック類 カキ養殖パイプ	
所管省庁	海岸管理者			
農林水産省 農村振興局/ 国土交通省 水管理・国土 保全局	大崎上島町 /広島県 道路河川管 理課			

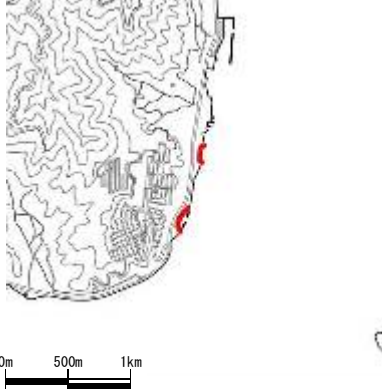
重点区域名		No. 29 竹原市的場海岸		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
竹原市	150m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂浜海岸 ・ 海水浴場 ・ 釣り ・ 海岸散策 	海藻類, 食品用トレイ, ペットボトル等	
所管省庁	海岸管理者			
国土交通省 港湾局	広島県 港湾振興課			


重点区域名		No. 30 竹原市大久野島海岸		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
竹原市 (大久野島)	約 350m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂浜海岸 ・ 海水浴場 ・ 環境学習 ・ 自然観察 	発泡スチロール, ガラス金属類等	
所管省庁	海岸管理者			
国土交通省 水管理・国土 保全局	広島県 道路河川管 理課			

注) 国土地理院の基盤地図情報基本項目に重点区域を追記して作成

重点区域における海岸漂着物等の状況


重点区域名		No. 31 長浜海岸		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
竹原市	約 300m/ 約 300m	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜海岸 ・自然海浜 保全地区 ・海水浴場 	ペットボトル プラスチック類	
所管省庁	海岸管理者			
国土交通省 港湾局/ 国土交通省 水管理・国土 保全局	広島県港湾 振興課/ 道路河川管 理課			


重点区域名		No. 32 三原市すなみ海浜公園		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
三原市	約 420m	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜海岸 ・海水浴場 ・海浜公園 	公園利用者による一 般ごみや花火ごみ	
所管省庁	海岸管理者			
国土交通省 水管理・国土 保全局	広島県 道路河川管 理課			

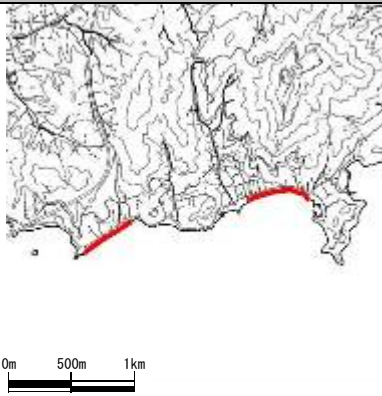
重点区域名		No. 33 三原市須ノ上海岸, 向田海岸, 長浜海岸, 大野浦海岸 (佐木島)		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
三原市 (佐木島)	350m/ 300m/ 450m/ 350m	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜海岸 ・自然海浜 保全地区 ・海水浴場 	流木, 海藻類等	
所管省庁	海岸管理者			
国土交通省 港湾局/ 農林水産省 農村振興局	広島県港湾 振興課/ 農業基盤課			

注) 国土地理院の基盤地図情報基本項目に重点区域を追記して作成

重点区域における海岸漂着物等の状況

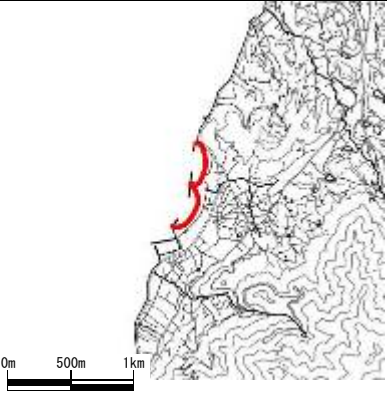
重点区域名 No. 34 柄鎌瀬戸自然海浜保全地区				
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
三原市 (佐木島)	約 300m/ 約 1,000m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂浜海岸 ・ 岩礁帯 ・ 自然海浜 保全地区 ・ 海水浴 ・ 釣り 	ペットボトル, プラスチック類等	
所管省庁	海岸管理者			
農林水産省 農村振興局/ 国土交通省 水管理・国土 保全局	広島県農業 基盤課/ 道路河川管 理課			


重点区域名 No. 35 向島干汐海岸, 大町海岸				
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
尾道市	約 300m/ 約 150m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂浜海岸 ・ 自然海浜 保全地区 ・ 海水浴場 	流木, 食品包装, 陶器, ビン, 缶等	
所管省庁	海岸管理者			
農林水産省 水産庁	尾道市			

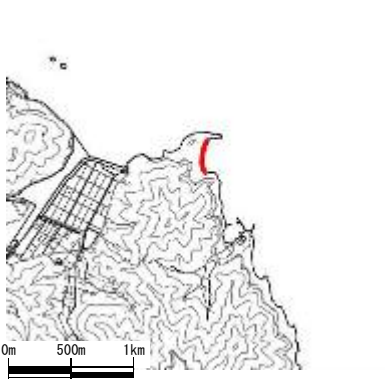
重点区域名 No. 36 向島立花余崎海岸, 釣ヶ浜海岸				
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
尾道市	約 480m/ 約 400m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂浜海岸 ・ 海水浴場 ・ 釣り 	流木, 缶, プラスチック類等	
所管省庁	海岸管理者			
農林水産省 水産庁/ 国土交通省 水管理・国土 保全局	尾道市/ 広島県道路 河川管理課			

注) 国土地理院の基盤地図情報基本項目に重点区域を追記して作成

重点区域における海岸漂着物等の状況


重点区域名		No. 37 瀬戸田サンセットビーチ		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
尾道市	約 800m	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜海岸 ・海浜公園 ・海水浴場 ・ヨット、カヌー ・キャンプ ・花火大会 	ペットボトル等	
所管省庁	海岸管理者			
国土交通省 港湾局	広島県 港湾振興課			


重点区域名		No. 38 高根自然海浜保全地区		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
尾道市	約 1,000m	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜海岸 ・自然海浜保全地区 ・海水浴場 ・釣り 	ペットボトル等	
所管省庁	海岸管理者			
国土交通省 水管理・国土保全局	広島県 道路河川管理課			


重点区域名		No. 39 梶ノ鼻自然海浜保全地区		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
尾道市	約 300m	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜海岸 ・自然海浜保全地区 	プラスチック類, 発泡スチロール, 流木	
所管省庁	海岸管理者			
国土交通省 水管理・国土保全局	広島県 道路河川管理課			

注) 国土地理院の基盤地図情報基本項目に重点区域を追記して作成

重点区域における海岸漂着物等の状況


重点区域名		No. 40 百島自然海浜保全地区		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
尾道市	約 500m	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜海岸 ・自然海浜保全地区 ・釣り 	缶, プラスチック類, ペットボトル, 発泡スチロール等	
所管省庁	海岸管理者			
農林水産省 農村振興局	広島県 農業基盤課			


重点区域名		No. 41 しまなみビーチ		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
尾道市	約 600m	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜海岸 ・海水浴場 	流木, 海藻類, ペットボトル, 缶等	
所管省庁	海岸管理者			
農林水産省 農村振興局	広島県 農業基盤課			


重点区域名		No. 42 内海町横山海岸		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
福山市	約 900m	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜海岸 ・海水浴場 ・釣り 	ペットボトル, 食品包装, 発泡スチロール等	
所管省庁	海岸管理者			
農林水産省 農村振興局	広島県 農業基盤課			

注) 国土地理院の基盤地図情報基本項目に重点区域を追記して作成

重点区域における海岸漂着物等の状況

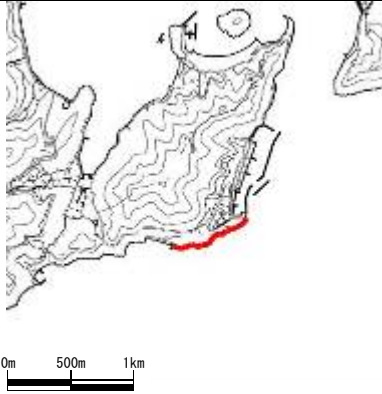
重点区域名		No. 43 仙酔島		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
福山市 (仙酔島)	6,000m	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜海岸 ・海水浴場 ・キャンプ ・国立公園 	生活系ごみ等	
所管省庁	海岸管理者			
国土交通省 水管理・国土 保全局	広島県 道路河川管 理課			


重点区域名		No. 44 松永湾		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
福山市	約 15,000m	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾 	プラスチック類, 木材等	
所管省庁	海岸管理者			
国土交通省 港湾局	広島県 港湾振興課			

重点区域名		No. 45 グイビ自然海浜保全地区		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
福山市	約 700m	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜海岸 ・自然海浜 保全地区 ・海水浴場 	データなし	
所管省庁	海岸管理者			
国土交通省 水管理・国土 保全局	広島県 道路河川管 理課			

注) 国土地理院の基盤地図情報基本項目に重点区域を追記して作成

重点区域における海岸漂着物等の状況

重点区域名		No. 46 箱崎自然海浜保全地区		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
福山市	約 600m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩礁帯 ・ 砂礫浜 ・ 自然海浜 保全地区 ・ 釣り 	発泡スチロール, ペットボトル, 缶, プラスチック類等	
所管省庁	海岸管理者			
農林水産省 水産庁	広島県 港湾振興課			

重点区域名		No. 47 クレセントビーチ		
所在市町 (島しょ部)	海岸延長	特性・ 利用状況	海岸漂着物等の状況	重点区域 ^{注)}
福山市	約 600m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂浜海岸 ・ 海水浴場 	ペットボトル, 発泡スチロール等	
所管省庁	海岸管理者			
農林水産省 水産庁	広島県 港湾振興課			

注) 国土地理院の基盤地図情報基本項目に重点区域を追記して作成

【関係機関の窓口一覧】（窓口課から担当課へ連絡）

○ 市町の海岸漂着物等対策窓口

市町	窓口担当部署	連絡先
大竹市	環境整備課リサイクルセンター	0827-52-5101
廿日市市	環境政策課	0829-30-9147
広島市	環境政策課	082-504-2505
江田島市	環境課	0823-43-1637
海田町	生活安全課	082-823-9208
坂町	環境防災課	082-820-1506
呉市	環境政策課	0823-25-3302
東広島市	廃棄物対策課	082-420-0926
大崎上島町	保健衛生課	0846-62-0303
竹原市	まちづくり推進課	0846-22-2279
三原市	生活環境課	0848-67-6194
尾道市	環境政策課	0848-38-9434
福山市	廃棄物対策課	084-928-1073

○ 県の海岸漂着物等対策窓口

県	窓口担当部署	連絡先
広島県	環境県民局環境保全課	082-513-2925

○ 海岸管理者窓口（県が管理する海岸）

管理者名	窓口担当部署	連絡先	所轄区域
広島県	西部建設事務所 管理第一課	082-250-8150	安芸郡坂町の一部，江田島市 の一部（広島港湾振興事務所 の所轄区域を除く）
	西部建設事務所呉支所 管理課	0823-22-5400	呉市
	西部建設事務所廿日市支所 管理用地課	0829-32-1145	大竹市，廿日市市の一部（広 島港湾振興事務所の所轄区 域を除く）
	西部建設事務所東広島支所 管理課	082-422-6911	東広島市，竹原市，豊田郡大 崎上島町
	東部建設事務所 港湾課	084-921-1311	福山市
	東部建設事務所三原支所 管理課	0848-64-4264	三原市，尾道市
	広島港湾振興事務所 港営課	082-251-7145	広島市，安芸郡の一部，江田 島市の一部，廿日市市の一部

○ 海岸管理者窓口（県が管理する海岸のうち農地の保全に係るものに限る）

管理者名	窓口担当部署	連絡先	所轄区域
広島県	西部農林水産事務所 呉農林事業所農村整備課	0823-22-5400	呉市，江田島市
	西部農林水産事務所 東広島農林事業所農村整備課	082-422-6911	東広島市，竹原市
	東部農林水産事務所 農村整備課	084-921-1311	福山市
	東部農林水産事務所 尾道農林事業所農村整備課	0848-25-2011	三原市，尾道市

○ 海岸管理者窓口（市町が管理する海岸）

管理者名	窓口担当部署	連絡先
大竹市	建設部土木課	0827-59-2163
廿日市市	環境産業部農林水産課	0829-30-9144
江田島市	土木建築部建設課	0823-40-2772
呉市	産業部港湾漁港課	0823-25-3333
東広島市	建設部建設管理課	082-420-0961
大崎上島町	建設課	0846-65-3124
竹原市	建設部建設課	0846-22-7746
三原市	建設部港湾課	0848-67-6108
尾道市	産業部農林水産課	0848-38-9478
福山市	土木部港湾河川課	084-928-1141

※窓口担当部署は，海岸法に基づき港湾所管課又は漁港所管課とした。